

ヘイトハラスメント裁判を

事務局

〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内 TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com WEB:http://moonkh.wixsite.com/hateharassment





https://www.facebook.com/HateHarassment





控訴審第4回口頭弁論期日の報告

西口 加史仁 (原告訴訟代理人弁護士)



期日後、オンラインで開催された支援者集会でアピールする原告

第1 はじめに

2021年7月14(水) 14:00から、本件の第4回口頭弁論期日および 仮処分審尋期日が開かれました。期日では、被告側証人尋問および原告 本人尋問が行われ、今後の予定が定められました。以下、期日の内容につ いて報告します。

第2 証人尋問·原告本人尋問

Ⅰ 被告会社取締役の証人尋問

(1) 証人の略歴

同証人は、被告会社の取締役であり、会社内部に設置されている「リスクコンプライアンス委員会」の副委員長も兼任する地位にあるものです。また、同人は在日韓国人3世であり、原告と同じく韓国にルーツを持ちます。

(2) 主尋問

主尋問は、被告会長代理人弁護士が行いました。同主尋問では、被告会社では「差別はなかった」と抽象的に述べることに終始しました。

(3) 反対尋問

反対尋問は南部秀一郎弁護士が担当しました。同反対尋問は、同 取締役が会社内で広範囲の権限を持ち、本来社内のハラスメント対 策を行う立場なのに、何ら対処することが期待できないことを明らか にする」ことを獲得目標において行われました。

そして、同尋問で、「地裁で文書配布行為の違法性が認められた にもかかわらず、リスクコンプライアンス委員会および取締役会など で、議題に挙げられることすらなく、結局何の対策もおこなっていない こと」など重要な事実が明らかになりました。

2 被告会社従業員の証人尋問

(1) 証人の略歴

同証人は被告会社に勤める社員で、現場主任の立場にあるもので

す。また、同人も在日韓国人3世であり、原告と同じく韓国にルーツ を持つものです。

(2) 主尋問

主尋問は、被告会長代理人弁護士が行いました。同尋問も上記取締役と同様に、抽象的に「差別はなかった」と述べるに終始しました。

(3) 反対尋問

反対尋問は、引き続き南部秀一郎弁護士が担当しました。同反対 尋問は「同従業員の偏った見解(日本は自虐史観だとか、会長に 卑屈さを感じるくらい感謝していることなど)を明らかにして、それが 被告会社の社員共有の空気となり社員ぐるみの原告攻撃につながっ ていることを明らかにする」ことを獲得目標において、尋問が行われ ました。

そして、同尋問で、「被告における経営理念感想文の中で、同従 業員が『まだフジ住宅で働くのでしょうか?』などと原告に向けて書 いていること」など重要な事実が明らかになりました。

第3 原告本人尋問

(1) 主尋問

主尋問は、金星姫弁護士が担当しました。なお、金弁護士は、ホットラインで、原告からはじめに相談を受けた弁護士です。このホットラインでの相談が本件裁判を提訴するきっかけとなりました。

同尋問では、「被告会社における自身の現状がどれだけ大変なものとなっているか」について、原告自身の言葉でありのままに語られました。

(2) 反対尋問

反対尋問は、被告会長・被告会社それぞれの代理人から行われま した。

同尋問では、「原告側が『ヘイトハラスメント裁判』などと名付けたから、被告が社会から「ヘイト企業」と揶揄されているのではないか」との尋問まで行われました。

第4 差止めの仮処分に関する審尋期日

加えて、原告側は、被告会社職場内における文書配布行為を仮に 差し止めることを内容とする仮処分を申立てました。同仮処分の審尋 期日が、本案の口頭弁論期日に引き続いて開かれました。なお、同 仮処分についても、同一の裁判体に係属し、同じ裁判体が判断します。

そして、原告側の仮処分申立てに対して、令和3年8月20日までに、被告らから反論がなされることになりました。それを受けて、原告側に再反論があれば主張し、その後裁判所からの判断が出されることになります。決定が出る日時について、裁判長は「具体的には決めていない」と明言することを避けています。もっとも、弁護団では、本案判決と同時に決定が出る可能性があると考えています。

第5 まとめ

今回の原告本人尋問は、過去のしんどかった状況をわざわざ思い出し、二度と見たくもない文章を再度見返すことになり、負担がとても大きかったと思います。原告自身、報告集会において、その辛さを「裁判に殺されるのではないかと思った。」とまで表現されていました。しかしながら、当事者の言葉には力があります。しんどさを耐え抜き、今回の尋問を経たことで、原告の今の状況がどれだけ大変なものとなっているのか、裁判官にもよく伝わったはずです。また、原告はと

ても落ち着いて証言し、勝負強さが全面に出た口頭弁論手続きとなりました。

このように、今回の尋問では、被告会社が、裁判所で違法性を指摘されてもなお、何も対策をとらず、むしろ原告の被害が加速している現状などが浮き彫りになりました。次回は控訴審の判決期日です。原告が安心して働ける職場にするため、これからも原告・弁護団・支える会が一丸となってこの裁判に取り組んでいきます。引き続き、温かいご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

第6 以降の予定

控訴審判決 2021年11月18日(木)14:00~ 仮処分決定 未定(ただし、上記控訴審判決と同時に出される可能 性がある)

以上

ヘイトハラスメント裁判弁護団は、国際人権諸条約により日本の裁判所が要請されている人権基準を満たした 司法判断をうながす意見書を、青山学院大学法学部教授の申惠丰先生に依頼し、提出しました。以下、申先生 の許可を得て転載します。ぜひご一読ください。

令和2年(ネ)第1866号損害賠償請求控訴事件

大阪高等裁判所 第2民事部 御中

意見書

青山学院大学法学部教授(国際法・国際人権法)

申 惠丰

はじめに

- 1 人種差別撤廃条約上の締約国の義務と日本におけるその実施
 - (1) 人種差別撤廃条約の概要
 - (2) 人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義
 - (3) 私人による人種差別を禁止する義務、及び人種差別に対する司法救済を確保する義務
 - (4) 国内法秩序における条約の地位と、人種差別撤廃条約の国内実施
 - 一本条約加入時、既存の国内法で義務は履行できるとして立法措置が 取られなかったことを前提とすれば、条約の趣旨を私法の解釈・適 用に反映させて救済を与える裁判所の役割は格別に大きいこと
 - (5) 憲法と人権条約
 - (6) 民法と憲法・人権条約
 - (7) 不法行為法による損害賠償額の認定
- 2 人種差別的不法行為をめぐる裁判例
 - (1) 水平社事件
 - (2) 京都朝鮮学校事件
 - (3) 徳島県教職員組合事件
 - (4) フリーライター事件
- 3 本件が人種差別的不法行為であること(人種差別撤廃条約にいう人種差別 該当性)及びその悪質性
 - (1) 本件資料配布行為による人種差別
 - (2) 歴史的評論を装った人種差別
- 4 私人や団体による人種差別行為を懸念する人権条約機関の「総括所見」
 - (1) 人権条約における条約機関(委員会)の設置とその活動
 - (2) 人権条約の委員会の「一般的意見(勧告)」「総括所見」等の法的意義
 - (3) 人種差別撤廃委員会及び自由権規約委員会の日本に対する「総括所見」

結び

はじめに

本件は、東証一部上場企業であるフジ住宅株式会社が、代表取締役である今井光郎会長の指揮の下、人種差別的内容の資料を社内において大量に配布し、また、地方自治体における中学校の教科書の採択にあたって特定(育鵬社)の教科書が採択されるようアンケートの提出を呼びかける等の勧奨行為を行ったことにつき、フジ住宅に勤務する在日コリアンである従業員(一審原告)が精神的苦痛を訴え、フジ住宅(一審被告会社)及び今井会長(一審被告今井)に対して損害賠償を求めて提訴した事案の控訴審である。

大阪地方裁判所は令和2(2020)年7月2日の判決(一審判決)において、 本件資料配布行為は「労働契約に基づき労働者に実施する教育としては、労働 者の国籍によって差別的扱いを受けない人格的利益を具体的に侵害するおそれ があり、その熊様、程度がもはや社会的に許容できる限度を超えるものといわ ざるを得ず、原告の人格的利益を侵害して違法」とした。また、一審被告今井 の歴史認識や思想・信条に沿わない内容の教科書の採択を阻止するとともに一 審被告今井の歴史認識や思想・信条に沿う内容の教科書の採択を実現すること を目的として、約1.000名に及ぶ一審被告会社の従業員を利用して上記目的を 内容とするアンケートを教育委員会に提出することで同委員会に圧力をかけた 勧奨行為は、「業務と関連しない政治活動であって、労働者である原告の政治的 な思想・信条の自由を侵害する差別的行為を伴うもので、その侵害の態様、程 度が社会的に許容できる限度を超えるものといわざるを得ず、原告の人格的利 益を侵害して違法」とした。裁判所はこのように資料配布行為、及び勧奨行為 いずれについても不法行為と認め、さらに、不法行為を行った一審被告会社が それを改めることなくむしろ被害者たる一審原告に退職を勧奨したことは慰謝 料算定において考慮すべきであるとも述べつつ、「被告らの行為がいずれも命令 としての性質を有するものではなく、原告個人に対する直接の差別的言動や人 事上の不利益取扱いといった具体的な被害が生じていないこと」にも鑑み、一 審原告が受けた精神的苦痛の慰謝料として 100 万円を認定した(加えて弁護士 費用 10 万円)。

一審判決は、資料配布行為及び勧奨行為が不法行為に該当し損害賠償責任を生じさせるという判断においては妥当であるものの、これらの行為が、思想・信条の自由の侵害であるというだけでなく、人種差別となる行為であることを看過しているという根本的な問題点がある。それゆえに、社会的関係においても人種による差別を受けないことを定めた憲法 14 条 1 項や、日本が加入している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下、人種差別撤廃条約)の趣旨・目的に照らした司法判断も下すことができておらず、損害賠償額も不当に低いものにとどまっている。

仮に不法行為による損害賠償額の認定において伝統的な填補賠償の枠組みに立つとしても、本件のようにあからさまな人種差別的行為が会社という公的な場(後述の通り、人種差別撤廃条約にいう「あらゆる公的生活の分野」は、企業の活動も含む人間の社会の一員としての活動全般を指す)で大々的にかつ繰り返し行われ、そこで日々働かざるを得ない従業員(とりわけ、差別の対象となっている国民や民族に属する人)が多大な精神的損害を被っている場合は、無形損害の評価にあたって、人種差別撤廃条約の趣旨が考慮されなければならない。損害賠償額の認定自体は、それぞれの案件において裁判官の裁量にかかるところが大きいとしても、人種差別撤廃条約の趣旨という要素を考慮すること自体は、裁判官の裁量ではなく義務的なものである(寺谷広司「ヘイトスピーチ事件―朝鮮学校への街宣活動と人種差別撤廃条約」『平成25年度重要判例解説』ジュリスト1466号)。

配布資料で述べられている言説は多岐にわたるが、その中には、「中国は共産党一党独裁の国」のように、中国や北朝鮮、韓国の政治や政策に対する政治的論評と言えないこともないものもある一方、多くは、「あなたのすぐ隣にいる中国のスパイ」、「在日朝鮮族として... にまで上り詰めて... になり下がっている○○○〔人名〕」、「最も性質が悪い人種が韓国人」「虚言・虚飾の国、韓国という恥ずかしい思想の国」「韓国・北朝鮮はワイロを当然とする国民性」等、特定の国民や民族、又はそれらに属する人を、口を極めて貶め、侮辱・中傷する内容のものである。また、「すべての悪をねつ造し歴史さえも覆す中国」「韓国は永遠にねつ造する国家」のように、日本と隣国との関係において問題となってきた南京大虐殺や慰安婦問題等との関連において、それらの歴史的事実を否定し、相手国が嘘を言っているのだとする文脈において、これらの中傷的言説が述べられていることも特徴である(実際、日本に限らず世界的にも、人種差別と歴史修正主義には深い関連があることが知られており、本稿ではこの点についてもふれる)。

言うまでもなく、このような行為は、法の下の平等を保障し社会的関係においても人種による差別を受けないと定めた日本国憲法 14 条1項に照らして許されるものではない。そして、日本が人種差別撤廃条約に加入し、これが国際法上の義務であるというだけでなく日本で国内的効力も有している現在は、憲法 14 条1項にいう「人種」は、後述の通り、人種差別撤廃条約 1 条 1 項の定義する「人種」(後述)に沿う内容のものと理解されなければならない。また、同条約は、私人によって行われる人種差別も禁止する義務(2 条 1 項(d))、人種差別の流布・扇動を禁止する義務(4 条 (a) (b))、人種差別の被害者に効果的な救済を与える義務(6 条)も国に課しているから、本件のような訴訟においては、これらの条約規定にも照らして、適切な救済が与えられなければならない。

学説は、京都朝鮮学校事件(後述)の民事訴訟一審判決において裁判所が人種差別撤廃条約に依拠して民法の不法行為規定を解釈・適用し、とりわけ、効果的救済に関する6条の趣旨の実現を国内裁判所の責務と理解した上で、人種差別行為に対し高額の損害賠償額認定を導いたことを高く評価しており(寺谷、前掲論文、292~293頁;齋藤民徒「私人間の差別行為と人種差別撤廃条約の国内適用一街頭宣伝差止め等請求事件」『国際人権』25号、2014年、113頁)、筆者もその評価を共有する(他方で、同事件の控訴審判決は、同条約の趣旨を、憲法13条及び14条1項と共に不法行為成立の該当性を判断する解釈基準とする手法をとった。後述)。

筆者は、私人による人種差別が不法行為と認定された過去の裁判例(後述す る小樽温泉入浴拒否事件)もそうであったように、憲法と並び、日本が批准し ている関連人権条約(人種差別撤廃条約及び、市民的及び政治的権利に関する 国際規約〔自由権規約〕)が共に民法の諸規定の解釈基準となると考えるので、 京都朝鮮学校事件控訴審判決の解釈手法を首肯するが、憲法と条約を併せ用い るとしても、人種差別の事案の場合、何が「人種差別」にあたるかを明確に定 **義している人種差別撤廃条約は特に重要**である。同判決が損害賠償額の認定に おいて伝統的な填補賠償の枠組みを維持した点は、(悪質な不法行為に対する制 裁機能や将来の抑止機能を認める)近年の民法学の考え方からすれば、やや消 極的に過ぎるのではないかとも考えるが、ただ、この控訴審判決も、「在特会」 会員らの言動は人種差別撤廃条約にいう人種差別にあたることを認め、「**人種差** 別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付け」、「無形損害の大きさとい **う観点から当然に考慮される**」として、結論的には、第一審の認定した損害賠 償額をそのまま維持している(後に最高裁で上告棄却、確定)。すなわち、私人 による人種差別に関する従来の裁判例で、人種差別撤廃条約が不法行為該当性 の判断基準になることは既に認められてきたが、京都朝鮮学校事件では、人種 差別撤廃条約にいう人種差別にあたる不法行為の場合には、同条約の趣旨から して当該行為の悪質性が基礎付けられ、そのことが、填補を基軸とする損害賠 償額の認定においても無形損害の大きさの観点から当然に考慮されるという ことが、最高裁によっても認められているということである。

本意見書では、まず、人種差別撤廃条約の主な関連規定を示し、日本の国内法秩序における条約の地位と、憲法・民法との関係における本条約の規範性について述べる。その上で、本件における不法行為責任の認定にあたっては、一審被告らの行為が同条約上の人種差別(及びその扇動)に該当することを確認した上で、損害賠償額の認定においても、人種差別撤廃条約の趣旨をふまえた判断を行う必要があることを示す。なお、文中の太字・下線は筆者による強調である。

1 人種差別撤廃条約上の締約国の義務と日本におけるその実施

(1) 人種差別撤廃条約の概要

人類が未曽有の人権侵害を経験した第二次世界大戦後に創設された国際平和組織である国連は、その目的の一つとして、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」として、すべての人の人権尊重のための国際協力を掲げている(国連憲章 1 条 3 項)。ユダヤ人を劣等民族とみて強制移住・移送さらには殲滅を進めたナチス・ドイツの人種差別的政策によってユダヤ系住民が大量虐殺された戦時中の経験をふまえ、差別禁止事由として「人種」を筆頭に置いたこの規定に明らかなように、人種差別の撤廃は、国連において、差別のない人権尊重に向けた活動の中でも当初から最も重点がおかれている事柄である。

国連憲章自体は具体的な人権のリストを含んでいないことから、国連は創設後「国際人権章典」の作成に取り組み、1948年の世界人権宣言採択、1966年の国際人権規約採択でそれが結実する。しかし、国際人権規約にも先立つ1965年、いち早く国連で採択された人権条約が、人種差別撤廃条約である。背景には、当時南アフリカ共和国で施行されていたアパルトへイト制度や、ヨーロッパで現れつつあったネオ・ナチ運動への危惧があった。世界人権宣言から国際人権規約の採択までには、東西冷戦下でのイデオロギー対立もあり長い期間を要したのに対し、人種差別撤廃への取り組みについては、国際社会の明確なコンセンサスが存在したことを示している。なお、アパルトへイト制度は1990年代初頭に撤廃されたものの、最近では米国の#BlackLivesMatter(白人警察官が黒人を暴行死させたことを契機とする「黒人の命も大切だ」)運動にもみられるように、世界各国で人種差別はなお大きな課題として現存しており、人種差別撤廃条約の重要性はなくなっていない。日本では、有色人種に対するものというよりも、在日コリアンや中国人等に対する差別が深刻であるが、下で見る通りこれらも人種差別であることに変わりはない。

2021年2月現在、人種差別撤廃条約の締約国は183カ国であり、これは、 国連で採択された9つの人権条約の中でも、子どもの権利条約、女性差別撤廃 条約に次ぐ締約国数である。日本は、比較的遅く1995年12月15日にこれに 加入し、本条約は1996年1月14日、日本について効力を発生している。

(2) 人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義

本条約において、「人種差別」とは、「**人種、皮膚の色、世系又は民族的若し** くは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、 経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場 での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する 目的又は効果を有するもの」をいう(1条1項)。

この差別禁止事由のうち、「人種」とは、皮膚の色、髪の色や形状等、身体の生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団を指し、「皮膚の色」とは、このような生物学的諸特徴のうち、代表的な特徴を掲げたものである。また、「民族的若しくは種族的出身」(national or ethnic origin)とは、いずれも社会通念上、言語、宗教、慣習等の文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団の出身であることを指す1。「世系」とは、英語原文である descent が示すように出生を指す概念であり、出生によってその地位が決定される、法律上又は事実上の身分階層制(インドにおけるカースト差別等)を含む概念である。なお、これらの「人種」、「皮膚の色」等の差別禁止事由は、必ずしも相互に排他的なものではなく、いくつかの事由が重複した差別の場合も当然考えうる。

1条1項にいう「公的生活(public life)」とは、「国や地方公共団体の活動に限らず、企業の活動等も含む人間の社会の一員としての活動全般を指す」とするのが政府見解であり、これは妥当な解釈である。「つまり、人間の活動分野のうち、特定少数の者を対象とする純粋に私的な個人の自由に属する活動を除いた、不特定多数の者を対象とするあらゆる活動を含む」と解される(外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/top.html)。

例えば、自宅でホームパーティーをするといった、純粋に私的な活動において、日本人の友人だけを招待するとしても、それは1条1項にいう人種差別にはあたらない。これに対し、労働して報酬を得ることや職業を選択すること、住居を探し入居すること、教育を受けること、不特定多数の者を対象に商行為

[「]民族的出身」の英語正文は national origin であるが、national は「国民的」とも「民族的」とも訳しうる多義的な語である。本条約の場合、1 条 2 項で、当事国が国民と国民でない者との間に設ける区別には適用されないとされ、1 条 3 項で国籍に関する法規には影響しないとされていることから、公定訳では「民族的出身」と訳されたと考えられる。しかし現実には、日本における在日コリアン差別が民族差別と国籍差別の双方を含むように、両者はオーバーラップして現れるから、national origin は、国民的出身、すなわち現在又は過去の国籍を理由とした差別も含むと解されるべきである。

なお、在日コリアンの国籍については誤解も多いが、「朝鮮」籍は国籍を指すものではないことにも留意が必要である。在日コリアンの多くは、1945年の終戦時(つまり、韓国や北朝鮮が建国される前)日本にとどまり、その後定住した朝鮮半島出身者の子孫である。旧植民地(朝鮮半島及び台湾)出身者は、植民地時代には日本国籍を有していたが、1952年のサンフランシスコ平和条約発効に伴い日本政府解釈によって日本国籍を喪失させられ、日本法上、「朝鮮」籍とされた。このうち、1965年に日本が韓国と国交を樹立し在日韓国人の処遇について取り決めたことを機に韓国籍を取得した者も多くいた一方、分断国家の現状で片方の国籍を得ることを是としない等の理由で韓国籍を取得しなかった者もいる。それが「朝鮮」籍という形で残っているだけである。日本はまだ北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)とは国交も樹立していない。ちなみに、在日コリアンの中には、帰化により日本国籍になった者もいれば、片親が日本国籍であるために自動的に日本国籍を取得した者もいる。

を行うこと等は、いずれも人が「公的生活」の中で行う活動であり、それらに関して民族的出身等を理由に人を区別したり排除したりすることは、1条1項にいう人種差別となる。この点は、条約が5条で、「特に次の権利の享有にあたり」締約国は人種差別を禁止し撤廃すること、として様々な市民的権利、経済的、社会的及び文化的権利を例示した中で、労働、公正かつ良好な労働条件、住居、教育についての権利、文化的活動への平等な参加の権利等のほか、「輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利」も挙げている(5条(f))ことからも裏付けられる。

(3) 私人による人種差別を禁止する義務、及び人種差別に対する司法救済を 確保する義務

本条約は、2条1項で、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」として締約国の基本的な差別撤廃義務について定め、「このため」として、(a) から (e) までの義務を規定している。このうち、(a) から (c)、及び (e) は、締約国が人種差別的行為に従事し又はそのような行為を支持しないことや、国及び地方の公の機関が人種差別的行為に従事しないことを確保するといった、公的機関の行為に関わる措置について規定したものである。これに対し (d) は、「各締約国は、すべての適当な方法 (状況により必要とされるときは、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別をも禁止し、終了させる。」として、個人、集団又は団体による人種差別をも禁止し、終了させる。」として、個人、集団又は団体(ここでは総じて「私人」とする)による人種差別を撤廃すべき締約国の義務について規定している(これについて日本が国内法整備をしていないことについては後述)。

また、条約は**4条**で、以下の通り人種差別や人種的憎悪を流布・扇動する行為を根絶するため積極的措置を取る義務を規定しているが、そのうち(a)項及び(b)項が、私人による行為に関わる。

4条「締約国は、一の人種の優越性若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置を取ることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、

いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に 対するものであるかを問わずすべての**暴力行為又はその行為の扇動**及び人 種主義に基づく活動に対する資金供与を含むいかなる援助の提供も、法律 で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。」

さらに、条約は6条で、人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置 を確保する義務を国に課している。

「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」

(4) 国内法秩序における条約の地位と、人種差別撤廃条約の国内実施

一本条約加入時、既存の国内法で義務は履行できるとして立法措置が取られなかったことを前提とすれば、条約の趣旨を私法の解釈・適用に反映させて救済を与える裁判所の役割は格別に大きいこと

日本は、条約のいわゆる「自動的受容」体制を取る。すなわち、日本では、 国が批准又は加入²した条約は、特別の国内法的措置を取らずとも、官報に掲載 するという公布の手続を経るだけで、それ自体、国内的効力を有する(憲法 98 条 2 項の国際協調主義による。政府見解・通説・判例)。

また、国内法上の序列としては、条約は、少なくとも法律に優位する(同じく憲法 98 条 2 項による。政府見解・通説・判例)。よって、既存の法令の中に条約の内容に適合しない規定がある場合には(条約と国内法との積極的抵触)、そのような法令を改廃する必要があるし、条約の定める内容を実現しうるような国内法令がない場合には(条約と国内法との消極的抵触)、新たに立法措置を取り国内法整備を行う必要がある。日本の場合、条約はそのままで国内的効力を有するが、それだけでは、条約の求める内容が実現されないという場合には、立法措置を取ることによって国内法整備をする必要が生じ、現に日本は概ねそのように対応してきた。1981 年に難民条約に加入したことにより、出入国管理

² 前者は、署名の後に批准手続を取る場合であり、後者は、署名に参加しなかった条約について後から加入手続を取る場合である。条約に拘束される最終的な同意を示すという法的意義は両者とも同じである。

法が難民認定手続を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」として改正された例、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、女性に男性と同一の雇用機会についての権利を確保する義務を負ったことにより、男女雇用機会均等法が制定された例等がそうである。裁判例でも、国際人権規約に反する法規を改廃しない立法不作為の違法性が争われた事件で、大阪高裁が「憲法 98 条 2 条は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規の誠実な遵守をうたっているから、我が国には条約を誠実に遵守する義務があることはいうまでもないところ、条約は法律の上位規範であるから、条約を批准した以上、国会において、国内法の内容が条約の内容に適合するかどうかを見直し、既に制定された法律の規定中に条約の内容に適合しない規定があるような場合には、これらを改廃したり、新たな立法措置を講ずるなどして、条約に違反する状態が生じないように是正すべき一般的な義務があることは明らかである。」と述べているところである(平成 11 (1999) 年 10 月 15 日判決、判時 1718 号 30 頁)。

人種差別撤廃条約は、上記の通り、2条1項(d)で、私人による人種差別を「禁止し、終了させる」ことを締約国に義務づけている。このうち、「終了させる」義務は、人種差別の撤廃に向けたあらゆる措置を取る一般的な義務と解され、教育、啓発などの活動を含む幅広い活動を行うことをその内容とするものと考えることができる。これに対し、「禁止する」義務は、文言がより明確であり、私人が行う、1条1項にあたる人種差別を違法として「禁止」することが要求されている。これは、刑事規制によるものまで求められているものではないが、人種差別禁止法のような法律を制定して差別を禁止し、これを適切に適用することが、この義務の要請に沿うものであることは言うまでもない(村上正直『人種差別撤廃条約と日本』日本評論社、2005年、66頁)。しかし、日本は本条約加入時、この2条1項(d)を含め、条約上の義務は既存の国内法制によって履行可能であるという立場から、立法措置を取らなかった。

また、上記の通り、本条約は4条柱書で、締約国は「一の人種の優越性若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別...を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置を取る」とした上で、「(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動」を法律で処罰すべき犯罪とすること、「(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動」を違法として禁止とし、「このような団体又は活動への参加」を法律で処罰すべき犯罪とすることとしている。

日本は条約加入時、この(a)・(b) に留保を付し、「『世界人権宣言に具現さ

れた原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って』と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」と宣言している。しかるに、4条の柱書が定める、「一の人種の優越性若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別...を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置を取る」義務自体については、留保は関係がない。また、上記の留保は、「... 集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、... 義務を履行する」としているにとどまり、(a)・(b) に基づく義務にしても、何ら履行しないとしているわけではない。しかし、上記2条1項(d)の場合と同様、日本では今日まで、4条に関しても、その国内実施のための立法措置は取られていない。では、日本の場合、現行法制度の枠内で、私人による人種差別を「禁止する」

では、日本の場合、現行法制度の枠内で、私人による人種差別を「禁止する」義務や、人種差別の扇動や人種差別行為を根絶するための「迅速かつ積極的な措置を取る」義務は、どのように履行されうるのか。

この点、条約は6条において、あらゆる人種差別の行為に対する効果的な保 護及び救済措置を確保する義務を締約国に課していることは前述した。日本で は本条約の加入時、私人による人種差別を「禁止」するという2条1項(d) の義務や、人種差別の扇動や人種差別行為を根絶するための「迅速かつ積極的 な措置を取る」4条柱書の義務を含め、条約上の義務は既存の国内法制で履行 できるとして国内法整備が行われなかったことを前提とし、かつ、効果的救済 に関する 6 条の規定も合わせ読むならば、私人が人種差別行為を行った場合、 それに対して国が条約上の義務を履行しうるためには、効果的な保護・救済を 与える裁判所の役割が格別に大きいことが導かれる。私人による差別を「禁止」 するという 2 条 1 項(d) の義務について言えば、立法措置がないという前提 で国がこれを適切に「禁止」したと言えるためには、少なくとも、損害賠償や 謝罪広告などの命令を伴い得る民事上の制裁が課されることが必要と言える (村上、前掲書)。私人によって人種差別が行われた場合、裁判所は、同条約1 条1項(人種差別の定義)、2条1項(d)(私人による人種差別を「禁止」する 義務)、6条(人種差別行為に対する効果的な保護・救済措置及び被った損害に 対する適正な賠償・救済)の規定の趣旨をふまえつつ、民法の不法行為規定等 を解釈・適用し、かつ損害賠償その他の救済を命ずる必要がある。

静岡県浜松市内の宝石店で、ウィンドウショッピングをしていたブラジル人 女性に対し店主らが「外国人お断り」の旨の張り紙を見せて店から退去させた 事件で、**裁判所は人種差別撤廃条約に言及し、「何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基く損** 害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の解釈要件として作用する」として、不法行為の成立を認め店主に 150 万円の損害賠償の支払いを命じた (静岡地判浜松支部平成 11 (1999) 年 10 月 12 日判時 1718 号 92 頁、確定)。

「『この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない』旨の外務省の説明である。... しかしながら、人種差別撤廃条約は、この条約の前文に掲げている世界人権宣言等が、自由権、平等権、人種差別の禁止等の基本的人権を高らかに世界に宣言しているのにとどまるのに比べて、一歩を進め個人や団体の差別行為についての採るべき立法その他の措置を締約国に要求している。このことは、わが国内において、人種差別撤廃条約の実体規定に該当する人種差別行為があった場合に、もし国又は団体に採るべき措置が採られていなかった場合には、同条約6条に従い、これらの国又は団体に対してその不作為を理由として少なくとも損害賠償その他の救済措置を採りうることを意味する。そしてまた、何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基く損害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の解釈要件として作用するものと考えられる。」

また、北海道小樽市内で公衆温泉浴場を経営する店主が「外国人お断り」の 札を掲げて米国人らの入店を拒否し、帰化して日本国籍を取得した者に対して もその対応を変えなかった事件において、札幌地裁は、憲法 14 条のほか、自 由権規約(判決文では B 規約)及び人種差別撤廃条約が民法の解釈基準となる ことを認めた。そして、本件では日本国籍を取得した原告もその容貌によって 入浴拒否を受けていることから、当該差別行為は「人種、皮膚の色、世系又は 民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限」であり人種差別撤廃条約上の 人種差別にあたるとして、不法行為の成立を認め 100 万円の損害賠償の支払い を命じている(札幌地判平成 14 (2002) 年 11 月 11 日判時 1806 号 84 頁。札 幌高判平成 16 (2004) 年 9 月 16 日で控訴棄却、最高裁で平成 17 (2005) 年 4 月 7 日上告不受理決定)。人種差別にあたるかどうかの検討の部分で裁判所は、 憲法 14 条 1 項や自由権規約 26 条にも言及しているが、「人種、皮膚の色、世 系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限」にあたるとした箇所は、 人種差別撤廃条約 1 条 1 項の定義に依拠したものである。

「国際人権 B 規約及び人種差別撤廃条約は、国内法としての効力を有するとしても、その規定内容からして、憲法と同様に、公権力と個人との間の関係を規律し、又は、国家の国際責任を規定するものであって、私人相互の関係を直接規律するものではない。...私人相互の関係については、上記のとおり、

憲法 14 条 1 項、国際人権 B 規約、人種差別撤廃条約等が直接適用されるこ とはないけれども、私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具 体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限 度を超えていると評価されるときは、私的自治に関する一般的制限規定であ る民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基 本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護す べきである。そして、憲法 14 条1項、国際人権 B 規約及び人種差別撤廃条 約は、前記のような私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。 これを本件入浴拒否についてみると、本件入浴拒否は、O [被告の公衆浴場] の入口には外国人の入浴を拒否する旨の張り紙が掲示されていたことからし て、国籍による差別のようにもみえるが、外見上国籍の区別ができない場合 もあることや、第2入浴拒否においては、日本国籍を取得した原告 J が拒否 されていることからすれば、実質的には、日本国籍の有無という国籍による 区別ではなく、外見が外国人にみえるという、人種、皮膚の色、世系又は民 族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法 14条1 項、国際人権 B 規約 26 条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間にお **いても撤廃されるべき人種差別にあたる**というべきである。... 外国人一律 入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であって、 社会的に許容しうる限度を超えているものといえるから、違法であって不法 行為にあたる。」

これらの裁判例が適切に認識を示しているように、日本は、人種差別撤廃条約加入にあたり、既存の国内法制で対応できるとして立法措置を取らなかったのであるから、(なおかつ、何らかの適切な行政措置もなかったために訴訟になっているのであるから、)それを前提として2条1項(d)や6条の義務を履行しようとすれば、同条約にいう人種差別が私人によって行われた事案において、国家機関としての裁判所が、私法の適切な解釈・適用を通して効果的な保護・救済措置を与えることは、これらの条約上の義務を日本が締約国として履行しうる唯一かつ最後の手段である。

(5) 憲法と人権条約

先に、日本においては国が批准・加入した条約は国内的効力を有し、また序列としては法律に優位すると述べたが、憲法と条約の関係についてはどうか。国際法では、「国内法の規定をもって、国際法を遵守できない理由とすることはできない」という原則があり(ウィーン条約法条約27条)、この国内法とは憲法も含む。各国が、自国の国内法を持ち出して、国際法上の約束である条約を遵守できない理由とすることができるのであれば、条約の意味がなくなってし

まうからである。しかし、国内法秩序の問題としては、憲法を最高規範とする 国は少なくない。日本でも、憲法学界の通説は憲法優位説であり、それは、憲 法改正手続が厳格である(96条)のに対して、内閣のみでも締結できる(国会 承認は事後でもよい。73条3号)条約に上位の効力を認めることは、憲法の実 質的改正が条約でできることを認めるに等しい、という論拠によっている。

よって、日本では憲法優位説が一般に取られているが、実は、憲法 9 条と日 米安保条約との関係のような場合と異なり、人権条約の場合には、人権保障を 目的としている点で、憲法の人権規定と根本的に対立するものではないため、 憲法と条約どちらが優位するかを論じることにはあまり実益はない。**人権条約** は、人権保護に関する規範として、内容的に憲法と大きく重なる分野を規律する一方で、しばしば、憲法の人権保障よりも充実した内容の規定をおいている。 例えば、国際人権規約の差別禁止規定(自由権規約 2 条 1 項及び 26 条、経済 的、社会的及び文化的権利に関する国際規約〔社会権規約〕2 条 2 項)や、子 どもの権利条約の差別禁止規定(2 条 1 項)は、日本国憲法 14 条 1 項よりも詳 細な差別禁止事由を明文で規定している。人種差別撤廃条約が 1 条 1 項で、「人 種差別」の詳細な定義(前述)をおいていることもその例である。

このように、憲法の人権規定よりも、同じ事柄に関する人権条約の保障内容の方がより幅広いか詳細である場合には、その条約の規定は、憲法の人権規定の解釈を広げ、豊富化するものとして用いうる(横田耕一「人権の国際的保障をめぐる理論的問題」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂、1994年、166頁)。日本政府が憲法適合的として批准した人権条約は、憲法を具体化する解釈指針になるからである(人権条約適合的解釈。近藤敦『人権法〔第2版〕』日本評論社、2020年、5頁ほか随所)。

憲法 14 条の関係で言えば、例えば、旧植民地出身者とその子孫が、かつて有していた日本国籍を 1952 年法務府民事局長通達によって喪失させられた結果、公務員管理職になれないという問題は、人種差別撤廃条約 1 条に照らし、朝鮮戸籍という「民族的出身」による排除とみなすことができ、同条約上の差別に該当する点で違法と言えるが、同時に、憲法 14 条 1 項後段の禁ずる「人種差別」の問題として違憲となりうる(近藤敦「コメント:特別永住者のNational Origin による差別一公務員の昇任差別の実質的根拠」『国際人権』17号、2006 年、76頁)。人種差別撤廃条約の加入に伴い、憲法 14 条 1 項後段の「人種」を人種差別撤廃条約に沿って解釈し、民族差別を人種差別と同様に扱う見解が多数説となっている(戸波江二『憲法〔新版〕』ぎょうせい、1998 年、197頁;樋口陽一『憲法〔改訂版〕創文社、2001 年、204頁;辻村みよ子『憲法〔第2版〕』日本評論社、2004 年、205頁;高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣、2005 年、135 頁等)。「日本が批准した国際人権諸条約は、日本国憲法の解釈指針としての役割をもちうるものであり、人種差別撤廃条約 1 条を

憲法適合的な条約として留保や解釈制限なしに国会が承認し、政府が批准した以上、裁判所においては、日本国憲法 14 条 1 項前段の法の下の平等の問題として合理性の基準の下に審査される一般的な外国人の問題というよりも、憲法 14 条 1 項後段の禁ずる「人種」差別の問題としての意味合いをもっており、特別永住者の不利益取扱にはより厳格な審査基準が適用されてしかるべきものと思われる。... いずれにせよ、人種差別の問題であれば、厳格な審査を必要とするのが近時の憲法学説の多数説である」(近藤、前掲論文、80 頁)。

人権条約は、憲法とどちらが優位かという上下関係に立つのではなく、より 良い人権保障に向けて憲法の人権規定の解釈指針となる規範であることは、最 高裁が採用している立場でもある。最高裁は近時、婚外子差別をめぐる2つの 法令違憲判断で、いかなる理由によっても子どもを差別してはならないという 人権条約の規定の趣旨を憲法解釈に反映させて、国籍法と民法の規定をそれぞ れ違憲とする判断を導いた(最大判平成20(2008)年6月4日民集62巻6号 1367頁3、最大決平成25(2013)年9月4日裁判所ウェブサイト4)。憲法解釈 において人権条約の趣旨を反映させることは、条約は憲法より下位であるとい

^{3 「}諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さらに、国籍法3条1項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正が行われている。以上のような我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らしてみると、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要件としておくことについて、前記の立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっているというべきである。... そうすると... 国籍法3条1項の規定が本件区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反するものであったというべきである。」

^{4 「}我が国は、昭和54年に『市民的及び政治的権利に関する国際規約』(昭和54年条約第7号)を、平成6年に『児童の権利に関する条約』(平成6年条約第62号)をそれぞれ批准した。これらの条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また... 前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等をすることができるものとされている。我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。

^{...} 昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族 形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び**我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘**、嫡出子と嫡出でない子の区別 に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合 的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきた ことは明らかであるといえる。... したがって、本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時 において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。」

う論理を形式的に貫くならば説明がつかない。しかし最高裁は、日本が批准しており国内的効力を有している人権条約において子どもへの差別を禁じる規定があることを、新たな憲法解釈を採用するにあたっての補強的理由としたのである。

(6) 民法と憲法・人権条約

本件は、私人・私企業の行為について民法上の責任が問われている訴訟であるが、上述の通り、人種差別撤廃条約上の義務は既存の国内法で履行できるとして国内法整備が行われなかったことを前提とすれば、同条約上の人種差別にあたる行為に対しては、裁判所が、同条約6条にいう「効果的な保護及び救済措置」を確保しかつ、差別の結果被ったあらゆる損害に対して「公正かつ適正な賠償又は救済」を与えることが要求される。また、すでにふれた小樽入浴拒否事件判決が言及しているように、法の下の平等に関する14条をはじめとする憲法の人権規範も、私人間の事件において個人の権利・利益を保護するために重要な意義をもつものである。

第二次世界大戦後の民法は、個人の尊重を定めた日本国憲法 13 条や個人の尊厳・両性の本質的平等を掲げた同 24 条が設けられたことを受けて親族編・相続編が全面的に改正されたほか、1 条や1 条の2 の通則規定が設けられた点で、その出発点から、憲法の精神を取り入れた立法である。また、最高裁に違憲立法審査権が認められ、憲法に反する規定は無効となるため、憲法と民法の諸規定との関係も、あらためて問題とされることとなった(星野英一「民法と憲法一民法から出発して」法学教室 171 号、1994 年、7~8 頁)。そして実際に、男女別定年制を定める就業規則の違法性のように、憲法上の人権に密接に関わる事柄が民法上の問題として争われる事案が多数現れることとなった。

私人間における人権の衝突の問題は、従来、憲法学で、憲法の私人間適用の問題として議論され、通説・判例は、私法の規定の解釈において憲法規定の趣旨を取り込むという間接適用の考え方を採用してきた。これに対し、民法学の側では、かつては、憲法と民法の関係を積極的に論じる傾向はあまりみられなかったが、1993年に京都大学の山本敬三教授(当時助教授)が民法学における憲法規範の実現をめぐる詳細な論文(山本敬三「現代社会におけるリベラリズムと私的自治(一)(二)」京都大学『法學論叢』133巻4号・5号)を公表して以来、憲法学と民法学にまたがる重要な理論的テーマとされるようになっている(「特集憲法と民法一対立か協働か両者の関係を問い直す」法学セミナー646号、2008年所収の各論稿を参照)。「私法とても、それが制定法の形で規定され、裁判所によって解釈・適用され、さらに法形成が行われる限り、憲法の拘束を受けることは当然と言わねばならない」(山本、前掲論文(一)5頁)、「国家が必要とされたのは、まず第一に、市民相互間の平和的共存の確保のた

めではなかったか。市民相互間における、殺人・窃盗・暴行・放火などからの 保護こそが、国家と法の第一次的な任務なのではないだろうか。まして、現代 国家においては自力救済が基本的に禁止されているのであるから、個人を暴力 に対し無防備な状態にさらす以上、国家が個人の自由を他人による侵害から保 護する義務を負うのは当然と言わねばならない。したがって、保護請求権と国 家の保護義務は、自由主義的な国家観からも十分正当化できる」(同 17 頁)と するのが、民法学からの基本的な問題提起であり、具体的には、不法行為に関 する民法 709 条は、理論的に言って「国家が自己の保護義務を果たすべく用意 した保護手段」であるということである(同 (二) 7 頁)。

潮見佳男教授も、「不法行為法は、個人の権利を基点とし、その保護を目的とした体系(権利保障の体系)として把握されるべきである」とする(潮見佳男『不法行為法 I [第 2 版]』信山社、2011 年、26 頁)。そして、「その際、憲法により保障された個人の権利が何かを基点として、民法 709 条にいう『権利』(ないし「法律上保護される利益」)としての保護の内包と外延を決定していくべきである」と述べる。なお、国家の保護義務論は、周知の通り、ドイツにおける憲法―私法関係論において顕著に発展しているものであるが、「国家の基本権保護義務は、こうした要因 [=ドイツ基本法における「保護」の文言の明記など。筆者付記」がなくても認められるべきもの」とされる(山本敬三「憲法と民法の関係―ドイツ法の視点」法学教室 171 号、1994 年、48 頁)。「市民が他人によって基本権を侵害されているのを放置するならば、およそ国家を認めた意味がない」からである(同上)。

国家がこの保護義務を実現する方法は、第一に、立法府が個人の権利を保護する法律を定めることであり、民法の不法行為規定もそのような保護手段の一つである。第二に、裁判所も、具体的な争訟を解決する上で、保護義務の実現を迫られる。「とくに問題となるのは立法が十分な保護手段を用意していない場合である。このとき、立法がない以上どうしようもないとして最低限の保護すら断念するのでは、国家がみずからの保護義務を放棄することになってしまう。裁判所は、法形成のかたちでみずから保護に乗り出す憲法上の責務を負っているのである。契約締結上の過失責任や人格権に基づく差止請求などは、そうした法形成の代表例だと言うことができる」(同上、49頁)。

国家の保護義務論は、ドイツ法の理論から多くの示唆を受けつつも、決してドイツ法に限られず、日本を含め、発達し続けるメディアによる人権侵害など現代的な人権問題に否応なく直面している各国において不可避の人権観念になっていることは、憲法学の側では、この分野の第一人者である小山剛教授が強調するところである。「保護義務論は国家の介入の上限を拡張する理論ではなく、その必要的下限を設定する理論である」(小山剛「国家の基本権保護義務」芹田健太郎ほか編集代表『講座国際人権法1 国際人権法と憲法』信山社、2006年、

248 頁)。「生命・身体の権利にせよ、人格権にせよ、基本権の第 1 の内実は、国家の侵害に対抗する防御権である。しかしながら、これらの法益は、私人の違法な侵害によっても侵犯される。基本的保護義務論は、このような... 法的三極関係が成り立つ場合に、自由権的基本権から国家の介入義務を導き出し、立法・行政・司法のそれぞれに対して、その権限の範囲内で加害者 A の行為を規制し、被害者 B に保護を与えることを要請する。... 基本権は、今や国家の介入の上限だけではなく、必要的下限をも画すことになる。被害者 B に対して憲法の要請する実効的保護を与えない国家の不作為は、立法不作為であれ、行政の権限不行使であれ、違憲と評価される。同じことは、民事訴訟において私人 A と私人 B が対峙する場合にも妥当する」(同、225 頁)。

このように、現在の民法学と憲法学における非常に有力な考え方によれば、 私人による他の私人の基本的権利の侵害に対しては、裁判所は私法の適切な解 釈・適用によってみずから実効的な権利保護を行うことを、憲法上の責務とし て課されているとされている。不法行為に関する民法 709 条は、国家がその保 護義務を果たすために、裁判所に認めた保護手段であり、その解釈・適用は憲 法規範の拘束を受ける。

そして、本意見書で縷々強調しているように、日本が人種差別撤廃条約に加入し、同条約が国内的効力を有していること、他方で私人間の差別撤廃のため立法措置が取られていないことは、そのような裁判所の責務を、いっそう確固たるものとして決定的に補強するものである。同条約は、2条1項(d)や4条で私人による人種差別行為を禁止し国が積極的にその廃絶のため取り組む義務を課しているのみならず、6条において、明確に、条約に反する人種差別行為に対して効果的な保護及び救済措置を確保する義務を課しているからである。日本では本条約の国内実施法と言える立法措置が取られておらず、かつ、救済に関して法務省の人権相談等はほとんど全くその役割を果たせていない以上、これらの規定の履行は、実質的には専ら裁判所の肩にかかることとなる。

実際、裁判所は、私人による人種差別が問題となった事案において、同条約1条にいう人種差別が行われたと認め、救済に関する6条の規定にも鑑みて、不法行為責任を認定し賠償を命じている。本稿で既にみた、小樽入浴拒否事件における札幌地裁判決がそれである。裁判所は、「私人相互の関係については、... 憲法14条1項、国際人権B規約、人種差別撤廃条約等が直接適用されることはないけれども、私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限度を超えていると評価されるときは、私的自治に関する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきである。そして、憲法14条1項、国際人権B規約及び人種差別撤廃条約は、前記のよ

うな私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる」とした上で、外見が外国人風であるためになされた拒否行為は「憲法 14 条 1 項、国際人権 B規約 26 条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたる」として不法行為の成立を認めた。小山剛教授はこの裁判例について、「札幌地裁は、判決において国際人権から導出される保護義務を履行したと読むこともできる」と評価している(前掲論文、252 頁)。民法学者の吉田邦彦教授は、人種差別撤廃条約が民法の判断枠組みにもたらす変化について、「本条約が批准・発効し、人種差別感覚が彫琢されてくると、同じ条文の解釈も刷新されて、それが『不法行為性』の積極的判断に影響してくるといえよう(いわば条約の相補的機能)。その意味で、人種差別の判断の厳格審査の方向に影響するであろう(人種差別撤廃条約 6 条参照)。『私的自治』による抗弁が通りにくくなるということである」と評している(吉田邦彦「私人・私企業による差別(とくに人種差別)の撤廃をめぐって一民法の観点から」『国際人権』20 号、2009 年、50 頁)。

禁止に関する規定をおいており、2 項で「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の扇動は、法律で禁止する」という締約国の義務を規定している。人種差別撤廃条約 4 条の場合と異なり、日本は自由権規約 20 条には留保を付していない。しかしこの自由権規約 20 条についても、日本は、それらを「法律で禁止する」義務を履行するための立法措置は取っていない。であるとすれば、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の扇動」に対して、本条の義務を履行するためには、私人によるそれらの行為に対する私法上の救済を含めて、裁判所が適切な救済を行うことが肝要となる。私人による行為の場合、不法行為責任と損害賠償額の認定にあたって、この自由権規約 20 条 2 項も、解釈基準として用いられるべきことになる(「民事事件の場合、人種的憎悪などを禁止した B 規約 20 条 2 項は民法 709 条や民法上の人格権を解釈・適用するさいの基準となりうる」内野正幸「差別的表現と民事救済」『国際人権』14 号、2003 年、27 頁)。

(7) 不法行為法による損害賠償額の認定

このように、近年の民法学では、不法行為法の基礎には個人の権利の保障があり、不法行為法は私法関係において個人の基本的権利を保護するために国家が準備している法体系だという制度目的が強調されるようになっている。

他方で、「在特会」会員による京都朝鮮学校事件では、先にふれた通り、第一審判決が人種差別撤廃条約に依拠して高額の損害賠償額認定を導いたのに対し、控訴審判決は、制裁及び一般予防を目的とした賠償を否定して、あくまで填補賠償の枠組みの範囲内で効果的救済を図る形をとり、最高裁でもそれが維持さ

れた。しかし、そのような伝統的な填補賠償の枠組みを維持するとしても、不 法行為が人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当する違法性を帯びたもので あることは、無形損害の拡大、精神的苦痛の増大に寄与するため、填補損害額 の認定において考慮されなければならない要素であることは、下にみる通り、 控訴審判決及び上告審決定においても認められている。

この点、日本における填補賠償の評価においては、従来、人格権侵害に対す る損害賠償額が低く、そのことが、本来表現の自由の範囲外ともいえる言論の 横行を許すことになっていると指摘されてきた(北方ジャーナル事件最高裁大 法廷判決(最大判昭和 61(1986)年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁)におけ る大橋進裁判官補足意見。大橋裁判官は、言論の事前規制に対しては厳しい態 度を取るとすれば、名誉毀損の事後的救済が十分なものでなければならないと し、一わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合にお いても、しばしば名目的な低額に失するとの非難を受けているのが実情と考え られるのであるが、これが本来表現の自由保障の範囲外ともいうべき言論の横 行を許す結果となっている」と述べた)。この意見が出された頃から、人格権侵 害について1件合計200万円以上の慰謝料を認める例が増え、最近では、500 万円以上の慰謝料の支払いを命じた裁判例もみられるようになっている。こう した慰謝料・無形損害の高額化を、上述した憲法・民法の統一的解釈によって 説明するのであれば、従来の人格権侵害には過小評価傾向があったところ、憲 法等の上位規範の趣旨を読み込んだ適正な人格権の質的評価によって金額の増 加をもたらされた、と整合的に理解することも可能であろう。

五十嵐清教授は、このような近時の人格権侵害に対する慰謝料額の高額化の背景として、①近時のマスメディアの一層の発達により、人格権侵害による被害者の損害がますます増大したこと、②一部商業的マスメディアは、人格権侵害的報道により売上げを一層伸ばしているので、損害賠償額が少ないときは、それを抑止できないこと、③国民のあいだに人格価値に対する評価が高まってきたこと、④経済社会の変動と他の分野の慰謝料額の増額を考慮しなければならないことを挙げ、さらに、近時第一線の裁判官らが発表している名誉毀損の損害賠償額の算定をめぐる一連の研究成果があることを挙げている(五十嵐清『人格権法序説』有斐閣、2003 年、254~255 頁)。五十嵐教授は、裁判官のあいだでは500万円が一応の目安とされているといえる、と総括し、また、「特集・損害賠償請求訴訟における損害額の算定」判タ1070号、2001年掲載の諸論文(坂本倫城「損害賠償実務研究会を終えての若干の感想」等)では、悪質類型については500万円ないし1000万円を超える額で、その抑止を期すべし、という考え方が示されているとする5。

-

⁵ 同特集中の、井上繁規裁判官による「名誉毀損による慰謝料算定の定型化及び定額化の

2 人種差別的不法行為をめぐる裁判例

日本では2000年代後半から、「在特会」のような国粋主義的団体によって社会のマイノリティに属する子どもへの卑劣な人身攻撃⁶がなされるようになり、2000年代末以降は、在日コリアンを「殺せ」「たたき出せ」といった怒号を拡声器で叫び公道を練り歩く街宣活動等が各地で繰り広げられるようになった。

このような行為に対して提起された訴訟の中で、京都朝鮮学校事件の民事訴訟では、第一審判決において、4条は用いられなかったものの2条1項、6条を含む人種差別撤廃条約の諸規定に言及して不法行為認定及び損害賠償額の認定がなされ、またその控訴審判決でも、人種差別撤廃条約にいう人種差別行為が認められ、同条約の趣旨は不法行為の悪質性を基礎づけ損害評価においても当然に考慮されるとした判断が下されて上告審で確定している。以下では、これを含む関連の裁判例を検討し、本件においても同条約の規定を十分に考慮した適切な法解釈がなされるべきことを述べる。

(1) 水平社事件

「在特会」会員が 2011 年、部落差別の歴史やそれに対する取り組みについて展示した水平社博物館前の路上で、マイクを用いて「穢多博物館」「非人博物館」「出てこい、穢多ども」といった演説をし、またその動画をインターネットに投稿し、奈良地裁がこれを名誉毀損と認めた事案である。裁判所は、言動の内容や時期・場所・方法などに照らし名誉毀損の程度が著しいことからすれば不法行為による有形・無形損害は相当大きいとして、150 万円の損害賠償を命じている(奈良地判平成 24(2012)年 6 月 25 日 LEX/DB25482112)。

(2) 京都朝鮮学校事件

2009 年、「在特会」会員らが京都朝鮮第一初級学校(当時。現在は他校と統合し移転)の門前で約1時間にわたり、子どもたちがいる学校に向けてメガホンで「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪朝鮮人」「ろくでなしの朝鮮学校を日本から叩き出せ」といった怒号を挙げ、隣接する公園(校庭がない同学校

試論」は、慰謝料算定の要素として、(1) 加害者側の事情として、①加害行為の動機・目的の悪質性の程度、②加害行為の内容の悪質性の程度、③加害の真実性の欠如の程度、④加害行為の相当性の欠如の程度、⑤加害行為の方法と範囲、⑥加害行為によって加害者が得た利益、また、(2) 被害者側の事情として、⑦被害者の社会的地位(職業・経歴)、⑧社会的評価の低下の程度、⑨被害者が被った営業上の不利益の程度、⑩加害者の社会生活上の不利益の程度、⑪被害者の過失、⑫加害行為後の被害者の救済の程度、⑬被害者の請求態様、を挙げている。

6 非正規滞在で退去強制になったカルデロンさん一家の事件に関して、日本に残った娘の り子さんに対し、「在特会」会員が学校や自宅まで押しかけて行った街宣活動。朝鮮学校の 子どもの制服や髪の毛が切られるといった嫌がらせはそれ以前からも頻発している。 が、地元・京都市との合意に基づいて使っていた)に置いていたサッカーゴールを倒し、朝礼台を校門前に移動させて門扉に打ち立て、スピーカーの配線コードを切断した。学校は彼らを刑事告訴したが、翌年にも同様の街宣活動が繰り広げられ、また彼らはこれらの模様を撮影した動画をインターネット上で公開した。刑事事件では、4名が逮捕・起訴され、器物損壊罪、威力業務妨害罪等により執行猶予付懲役刑が科された(京都地判平成23(2011)年4月21日判時2208号74頁。被告人4名中3名については判決が確定、1名は控訴したが同年10月28日大阪高裁で控訴棄却)。

学校法人が提起した民事訴訟で、京都地裁は 2013 年、本件活動に伴う業務 妨害と名誉毀損は人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当し不法行為に当たる として、合計 1,200 万円余りの損害賠償と新たな街宣活動の差止めを命ずる判決をトした(京都地判平成 25 (2013) 年 10 月 7 日判時 2208 号 74 頁)。

裁判所は本件で、私人間の人種差別に関する訴訟で人種差別撤廃条約がどのように影響するかを検討した中で、同条約は私人による人種差別を禁止し終了させるよう締約国に求め(2条1項)また裁判所を通して人種差別への効果的な保護及び救済措置を確保するよう求めている(6条)ことから、締約国の裁判所は「人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負う」と明確に判示した。その上で、本件における業務妨害と名誉毀損は、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当し、不法行為を構成するとして、同条約1条1項における「人種差別」の定義に則って本件示威行為を人種差別と認めた。以下抜粋する。

「本件活動における被告らの発言を含め、前記認定の本件の事実経過全体を総合すれば、被告... は、かねてから、在日朝鮮人が... 日本社会に害悪をもたらす存在であるとの認識を持ち、在日朝鮮人を嫌悪し、在日朝鮮人を日本人より劣位に置くべきである、あるいは、在日朝鮮人など日本社会からいなくなればよいと考えていたこと、つまり、在日朝鮮人に対する差別意識を有していたものと認められる。... 被告らは、示威活動〈1〉において、本件公園の違法な占用状態を(行政を通じてではなく、いわば私人による自力救済として)解消する意図で活動したかのように装っている。しかし、それが表面的な装いにすぎないことは、その映像自体から容易にうかがい知れるし、... 京都市の担当者から... サッカーゴール等の物件が自発的に撤去される予定であると聞いていたのに、『朝鮮人を糾弾する格好のネタを見つけた』と考え、自分たちの活動を世間に訴える目的で示威活動〈1〉を敢行したこと

からも明らかである。示威活動〈1〉を発端としてなされた本件活動が、全体 として在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下に行われたこと は、前記認定の事実経過に照らして、明らかである。」

「被告らは、示威活動〈1〉において、朝鮮総連関係者を『朝鮮ヤクザ』と罵 り、朝鮮学校について『日本からたたき出せ』『ぶっ壊せ』と言い、在日朝鮮 人全般について『端のほう歩いとったらええんや』『キムチ臭いで』とあざけ り、さらに、『約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝 鮮人では約束は成立しません』などと在日朝鮮人が人間ではないかのように 説明している。... エーさらに、... 上記... の発言以外にも、被告... に よって...『ゴミはゴミ箱に、朝鮮人は朝鮮半島にとっとと帰れ一』『朝鮮人 を保健所で処分しろー』...等の在日朝鮮人一般に対する差別的な発言や、『ぶ ち殺せー』といった過激な大声での唱和が行われた事実が認められる。〔これ らの〕発言は、いずれも下品かつ侮蔑的であるが、それだけでなく在日朝鮮 人が日本社会において日本人や他の外国人と平等の立場で生活することを妨 害しようとする発言であり、在日朝鮮人に対する差別的発言といって差し支 えない。以上でみたように、本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、いずれ も、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対 する差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出 身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由 の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条 約1条1項所定の人種差別に該当するものというほかない。」

第二に、裁判所は、人種差別に対する損害賠償額の決定にあたっては、同条約2条1項及び6条により「人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならない」とし、損害賠償額の認定においても条約適合的な解釈を行うことが要請されるとした。以下抜粋する。

「無形損害を金銭評価するに際しては、被害の深刻さや侵害行為の違法性の大きさが考慮される。

... 甲第 155 号証によれば、日本政府は、昭和 63 年、人種差別撤廃条約に基づき設立された国連の人種差別撤廃委員会において、日本の刑事法廷が『人種的動機(racial motivation)』を考慮しないのかとの質問に対し、『レイシズムの事件においては、裁判官がしばしばその悪意の観点から参照し、それが量刑の重さに反映される』と答弁したこと、これを受けて人種差別撤廃委員会は、日本政府に対し『憎悪的及びレイシズム的表明に対処する追加的な措置、とりわけ... 関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること』を求めた事実が認められる。すなわち、刑事事件の

量刑の場面では、犯罪の動機が人種差別にあったことは量刑を加重させる要因となるのであって、人種差別撤廃条約が法の解釈適用に直接的に影響することは当然のこととして承認されている。同様に、名誉毀損等の不法行為が同時に人種差別にも該当する場合、あるいは不法行為が人種差別を動機としている場合も、人種差別撤廃条約が民事法の解釈適用に直接的に影響し、無形損害の認定を加重させる要因となることを否定することはできない。また、前記のとおり、原告に対する業務妨害や名誉毀損が人種差別として行われた本件の場合、わが国の裁判所に対し、人種差別撤廃条約2条1項及び6条から、同条約の定めに適合する法の解釈適用が義務付けられる結果、裁判所が行う無形損害の金銭評価についても高額なものとならざるを得ない。」

同事件の控訴審で大阪高裁は、不法行為の判断基準として、憲法と並んで人種差別撤廃条約を用いる手法をとり、同条約を単独で用いた第一審判決の判断手法を差し替えつつも、同条約の趣旨は不法行為の悪質性を基礎付けることになるとして以下のように判示した(大阪高判平成 26 (2014) 年 7 月 8 日判時2232 号 34 頁)。

「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法 13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。」「したがって、... 私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法 709条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」「上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」

高裁判決はまた、地裁判決と同様に、在特会会員の示威活動が政治的意見を述べたものないし公益目的のものであったとの主張を退けて、人種差別撤廃条約にいう人種差別にあたる言動であることは明らかであると認めている。

「控訴人らは、本件示威活動における発言のうち、日本国籍を持たない外国

人について日本国籍を持つ日本人と区別して扱うことを内容とするものは、 人種差別撤廃条約1条1項所定の『人種差別』には国籍による区別は含まれないので、原則として『人種差別』ではなく、外国人政策ないし移民政策に 関する政治的意見である旨主張する。しかし、本件示威活動における発言は、 その内容に照らして、専ら在日朝鮮人を我が国から排除し、日本人や他の外 国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとする ものであって、日本国籍の有無による区別ではなく、民族的出身に基づく区 別又は排除であり、人種差別撤廃条約1条1項にいう『人種差別』に該当す るといわなければならない。」

「控訴人らは、本件活動は、仮に差別的な目的を併有していたとしても、朝 鮮学校による公園の不法占拠を糾弾し、その継続を阻止して周辺地域の法秩 序を回復するという目的に基づくものであり、... 主として公益を図る目的で あった旨主張する。しかし、... **本件発言の内容は、**本件公園の不法占拠を糾 弾するだけでなく、在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し、日 本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定するもの **であって、本件発言の主眼は、**本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、 在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意 識を世間に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解 を声高に主張することにあったというべきであり、主として公益を図る目的 であったということはできない。」「控訴人らは、『朝鮮ヤクザ』『日本からた たき出せ』『ぶっ壊せ』『端のほう歩いとったらええんや』『キムチ臭いで』『約 束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は 成立しません』などとし(示威活動〔1〕)、『日本から叩き出せ』『解体しろ』 『不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ』『保健所で処分しろ、犬の方が賢い』と し (示威活動〔2])、『卑劣、凶悪』『ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ』な どと発言した(示威活動〔3〕)。これらは在日朝鮮人を嫌悪・蔑視するもので あって、その内容は下品かつ低俗というほかはない。しかも、その態様は、 多人数で、多数の児童らが在校する日中に、いきなり押しかけて拡声器を用 いて怒号して威嚇し(示威活動〔1〕)、街宣車と拡声器を使用して声高に叫ん で気勢を挙げ、広範囲の場所にいる不特定多数の者らに聴取させた(示威活 動 [2]、[3])というものである。これによれば、**控訴人らが、在日朝鮮人及** び被控訴人の人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別の正当性を世に訴え、 我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を公開の場所で主 張したことが明らかである。しかも、合計3度にわたる執拗な行動である上 に、示威活動〔3〕は、本件仮処分決定を無視して実行されたという点にお いても強い違法性が認められる。さらには、本件示威活動の様子を撮影した 映像を、控訴人在特会及び主権会の立場からタイトル等を付した上で、イン

ターネット上の動画サイトに投稿して公開し(本件映像公開)、不特定多数の者による閲覧可能な状態に置いたことは、その映像を広く拡散させて被害を増大させたというだけでなく、映像の流布先で保存されることによって今後も被害が再生産されることを可能としている。以上の事情を総合するならば、本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。」

そして、高裁判決は、京都朝鮮学校が被った無形損害を金銭評価するにあたっては、①在日朝鮮人の民族教育を行う学校法人としての人格的価値や社会的評価が損なわれたことに加え、②示威活動によって教育業務を妨害され、学校の教育環境が損なわれただけでなく、日本で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことをも評価要素とした。

「被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支 障を来しただけでなく、理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、 業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受 けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきで ある。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、 各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、そ の民族的出自の故だけで、控訴人らの侮蔑的、卑俗的な攻撃にさらされたも **のであって**(児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、 又は認識するであろうことは容易に推認できる。)、人種差別という不条理な 行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人 は、それら在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければなら ない。」「被控訴人は、その人格的利益の内容として、学校法人としての存在 意義、適格性等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉 を保持し、本件学校における教育業務として在日朝鮮人の民族教育を行う利 益を有するものということができる。一方、本件活動は、被控訴人の本件学 校における教育業務を妨害し、被控訴人の学校法人としての名誉を著しく損 なうものであって、憲法 13 条にいう『公共の福祉』に反しており、表現の 自由の濫用であって、法的保護に値しないといわざるを得ない。」

このように述べて大阪高裁は、人種差別撤廃条約の趣旨と憲法の趣旨を共に 不法行為の解釈基準とし、かつ、損害賠償額の認定においては伝統的な填補賠 償の判断枠組みに則りつつも、朝鮮学校の被った無形損害の大きさを適切に金 銭評価し、結果的に、第一審判決の認定した損害賠償額を維持したのである。

(3) 徳島県教職員組合事件

これは、徳島教職員組合が、貧困の子どもへの募金を朝鮮学校にも届けたことを理由に、「在特会」メンバーらの襲撃を受けた事件である。「在特会」の会員ないしその活動に賛同する者らは、徳島教職員組合の事務所内に侵入し、拡声器等を用いて、事務員に対し「募金詐欺」「朝鮮の犬」「売国奴」「国賊」等と怒号し罵声を浴びせ、警察に電話しようとしていた職員の腕をつかんで電話を切らせる等した上、その現場を撮影した動画をインターネットで公開して広く社会に拡散した。この事件では、被害を受けた事務員ら関係者はすべて日本人であったが、控訴審は、「在特会」会員らの行為が人種差別的目的をもつものでありその効果もあったことを認定して、不法行為を認めた(一審の徳島地判2015(平成27)年3月27日は、不法行為を認めたが、「人種差別的思想に由来するかどうかはともかくとして」と述べ、人種差別の側面を認定していなかった)。すなわち、

「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が『人種差別』として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。第1審被告らの本件各示威活動やその映像をインターネット上に公開する行為は... 差別の対象とする在日朝鮮人らを支援する者は第1審被告らから攻撃を受け、様々な被害を蒙るということを広く知らしめ、その支援活動に萎縮効果をもたらすことを目的としたものであり、... 本件各示威活動等が行われ、その映像がインターネット上で公開された後、第1審原告組合の事務所に嫌がらせ電話が殺到し、ニコニコ動画にアップロードした動画には視聴者による夥しい数の第1審原告らを非難中傷するコメントが書き込まれたことからも、その目的に沿う効果があったことは容易に推認できるところであり、人種差別撤廃条約1条に定義する、少数者の『平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの』に該当し、強い非難に値し、違法性の強いものというべきである」。

このように述べて高松高裁は、この示威活動が実質的には、在日朝鮮人に対する人種差別意識を世間に訴え、拡散することを目的としており、在日朝鮮人が日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当することを認め、不法行為にあたるとした上で、組合に対し103万円余、事務員に対し333万円余の、一審判決(約230万円)を大きく上回る額の損害賠償を命じたのである(高松高判2016(平成28)年4月25日LEX/DB25543016。

(4) フリーライター事件

フリーライターである在日朝鮮人女性が、「在特会」会員らによる街宣活動中 に「朝鮮人のババア」等の攻撃を受けたほか、動画配信サービスやツイッター 上でも名指しで同様の誹謗中傷を受けた事件で、裁判所は不法行為を認め被告 に損害賠償の支払いを命じた。第一審の大阪地裁は、これらが人格権を侵害す る不法行為であると認めるとともに、「上記名誉毀損行為及び侮辱行為は、多数 の者が閲覧ないし閲覧可能なインターネット上においてなされるか、又は、人 通りの多い繁華街の路上での街宣活動において、その場に来ていた原告を名指 ししてなされたものであり、その行為態様は悪質」とした。そして、被告の発 言が在日朝鮮人への差別を助長し増幅させることを意図して行われたことは明 らかであるとして、「人種差別を撤廃すべきとする人種差別撤廃条約の趣旨及 び内容(人種差別撤廃条約2条1項柱書、6条)に照らせば、... 上記不法行為 (名誉毀損及び侮辱) が上記のような同条約の趣旨に反する意図を持って行わ れたものである点も、慰謝料額の算定において考慮されなければならない」と して、精神的苦痛の慰謝料として 70 万円を認定した (大阪地判平成 28 (2016) 年 9 月 27 日 LEX/DB25544419、大阪高判平成 29(2017)年 6 月 19 日 LEX/DB 25448757、同年11月29日の最高裁決定で上告不受理により確定)。

また、この事件で原告は、原告を「寄生虫ばばあ」「雌チョン」「クソアマ」 「バカ左翼鮮人」「朝鮮の工作員」等と揶揄し「日本から叩き出せ」等の攻撃的 表現を用いる投稿をネット上のブログ「保守速報」の記事にまとめたブログ運 営者に対しても不法行為責任を問う訴訟を提起したが、その判決では、人の発 言を加工していわゆる「まとめサイト」である当該ブログに掲載したブログ運 営者の責任が認定された。裁判所は、被告は「2 ちゃんねる」のスレッドや原 告のツイッターに掲載されたものを単に引用しただけでなく、表題の作成、情 報量の圧縮、返答ツイートの並べ替え、表記文字の強調といった加工を行って いること、また、本件ブログ記事はインターネットという不特定多数の者が瞬 時に閲覧可能な媒体に掲載されて広く知られるようになったことを総合考慮す ると、「本件各ブログの掲載行為は、引用元の 2 ちゃんねるのスレッド等とは 異なる、新たな意味合いを有するに至ったというべきである」とし、「2 ちゃん ねるのスレッド又はツイッター上の投稿の掲載行為とは独立して、新たに憲法 13条に由来する原告の人格権を侵害した」と認定した。その上で、一連の「侮 辱、人種差別及び女性差別に係る表現は、侮辱的又は不穏当な表現を繰り返し 用いて、原告の精神状態、知的能力、人種、性別、年齢、容姿等を揶揄してそ の人格を攻撃し、原告を日本の地域社会から排除することを扇動するものであ るから... 原告の名誉感情、生活の平穏及び女性としての尊厳を害した程度は 甚だしいものと認められる。特に、本件においては、複合差別に根ざした表現が繰り返された点も考慮すべきである」とし、不法行為の態様の執拗さ、名誉 毀損・侮辱・人種差別・女性差別の目的があった点を総合考慮して、精神的苦 痛の慰謝料として 180 万円を認定した(大阪地判平成 29 (2017) 年 11 月 16 日判時 2372 号 59 頁、大阪高判平成 30 (2018) 年 6 月 28 日判例集未登載、 同年 12 月 11 日の最高裁決定で上告不受理により確定)。

3 本件が人種差別的不法行為であること(人種差別撤廃条約にい う人種差別該当性)及びその悪質性

(1) 本件資料配布行為による人種差別

本件で一審被告らが配布した大量の資料において記載されている、「在日は死 ねよ」「韓国人の思考の中に敵相手ならどんな非道をしても許されると勘違いし ているところがありますよね、確かに野生動物がまさしくこれです。鳥類、ほ 乳類、は虫類ではないが、恐に足らないものに対しての攻撃性は、見るに堪え がたいものがあります」「在日朝鮮族として... にまで上り詰めて... になり下 がっている○○○〔人名〕」、「最も性質が悪い人種が韓国人」「虚言・虚飾の国、 韓国という恥ずかしい思想の国」「韓国・北朝鮮はワイロを当然とする国民性」 「あなたのすぐ隣にいる中国のスパイ」等々の言辞は、一定の国民ないし民族 集団を社会から排斥しようとするもの、人間以外の動物等に例えて貶めるもの を含め、上にみた京都朝鮮学校事件等における「在特会」会員らの言動と本質 的に何ら変わらず、対象とされた国民や民族をその民族性や出自によって排撃 し人権を否定する人種差別的発言そのものであり、人種差別撤廃条約1条1項 にいう人種差別(「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づ くあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文 化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的 自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有す るもの」) に該当する。これらの資料は、一審被告である会長自らの方針に基づ いて社内で配布されていたものであり、人種差別撤廃条約1条1項にいう人種 差別の「目的」があったと同時に、人種差別的考えを社内に広める「効果」も あったことが明らかである。また、一審被告らは、人種的優越又は憎悪に基づ く思想を、会社という公的生活の場において流布し、人種差別を扇動したもの として、人種差別撤廃条約4条(a)及び(b)にいう行為も行ったとみること ができる。このような内容の資料が、1回や2回ではなく、業務予定表、業務 日報、経営理念感想文、メール等の形で全役職員ないし各部署に宛てて社内で 繰り返し、大量に、継続的に配布されてきたことに鑑みれば、行為の悪質性も 非常に高い。

国は、1条1項にいう人種差別であって個人や集団、団体によって行われる ものも「禁止」する義務があり(2条1項(d))、4条についても、そのような 行為を根絶するため迅速かつ積極的な措置を取る義務がある(柱書)。上述の通 り日本は2条1項(d)についても4条についても法律で禁止する立法措置を 取っていないのであるから、これらの行為に対して効果的な保護及び救済措置 を確保する(6条)国の義務は実際上裁判所の責務にかかり、裁判所が効果的 な救済を与えることでかろうじて条約上の義務が履行されることになる。

一審判決は、人種差別撤廃条約が定める差別に該当することを理由とする民 事上の損害賠償請求は民法 709 条等の個別規定の解釈適用を通じてなされると しつつ、本件配布資料は「韓国籍を有する原告を具体的に念頭において記述さ れたものではないことは明らかであり... 原告個人をも侮辱し、被告会社にお いて疎外することを内容とするものと読み取ることはできない」し、配布行為 は原告個人を対象とする行為とは認められず、閲読しなかったことで一審被告 らから何らかの不利益や差別的言動を受けたこともなかったとして、一審原告 に対する差別的言動として違法とは評価できないとした。しかしこれはあまり にも形式的、表面的で、民族的出身や出自という属性に基づいて行われる人種 差別の何たるかを知らない見方である。**韓国籍であり名前も韓国名を名乗って** いる一審原告は、まさに一審被告らによって人種差別の対象とされている「韓 国人」の一人である。「韓国人」という国民ないし民族集団を槍玉に上げて人 権を否定する言説が会長の方針によって社内で繰り返し、大々的に流されるこ とによって、一審原告は、あなたの属する国民ないし民族集団はみな嘘つきで ある、人を騙すことしかしない、日本人と対等の人間ではない、等々のことを 日々あからさまに言われ続けているのであり、それによって、会社という「公 的生活」(人種差別撤廃条約1条1項)の場における平等の立場での人権の認 **識、享有又は行使が直接に妨げられ、害されている**というほかない。なお、一 審原告のように韓国籍であり韓国名を名乗っている従業員が一審被告会社にお いて針のむしろに置かれるような被差別感情やそれによる精神的被害を蒙って いることは明白であるが、日本国籍を取得している在日コリアンや、日本名を 名乗っているけれども在日コリアンの出自をもつ者が従業員中にいた場合、そ れらの人々も、同様に居たたまれない思いをし、精神的被害を蒙っているであ ろうことは想像に難くない。

そして、本件における人種差別は、「社会の中にはまだ差別があってなかなかなくならない」というような漠然とした社会的風潮や個人の心中の話ではなく、フジ住宅という会社=団体及び、その会長という個人によって、会社という公的な生活の分野において意図的、明示的、積極的に展開されている人種差別なのであって、このような差別を国が放置することは許されない(同2条1項(d))。また、同条約4条が求めている差別扇動の根絶は、人種的憎悪の流

布や人種差別の扇動はそれ自体が非常に危険な行為であることに基づいておかれている規定であって、実際に人種的ヘイトクライムやジェノサイドのような行為が起きてからでなくとも、人種的憎悪の流布や人種差別の扇動それ自体に対して、国が迅速かつ積極的に根絶のための措置を取ることを求めた規定なのである。

一審判決は、私的支配関係における労働契約において、使用者の実施する文 書配布による教育が、その配布の目的や必要性、配布物の内容や量、配布方法 等の配布態様、受講の任意性や労働者がそれによって受けた負担や不利益等の 事情から総合的に判断して、労働者の国籍によって差別的取り扱いを受けない 人格的利益を具体的に侵害するおそれがあり、その態様、程度がもはや社会的 に許容できる限度を超える場合には違法となるとした最高裁昭和 48(1973) 年 12 月 12 日判決を引用し、本件においてそれを肯定したが、そこには、**日本** が加入しており国内的効力を有している人種差別撤廃条約に照らした判断が 全く反映されておらず、きわめて不十分な認定と言わざるを得ない。控訴審判 決ではこの点が是正され、一審被告らの行為は人種差別撤廃条約にいう人種差 別にあたりよって不法行為を構成するという形で、人種差別撤廃条約に照らし た司法判断が下されなければならない。国はそのような行為を禁止する義務を 同条約2条1項(d)で負っており、かつ、同条約4条において迅速かつ積極 的な根絶措置が要求されている人種的憎悪の流布や人種差別の扇動にもあたる 行為が行われていたところ、これらの条項に対応した立法措置がない以上、こ れらの規定で求められている国の措置は、裁判所による司法救済によって担保 されるほかない。

そしてその際には、人種差別行為の悪質性を、損害賠償額にも反映させることが不可欠である。直近では、東京高裁も、在日朝鮮・韓国人であることを理由に控訴人(当時中学生)を著しく侮辱するなど不当に差別的な記事をブログに投稿した行為について、当該ブログ記載の表現は「著しく差別的、侮辱的であるばかりでなく、その読者に対し、差別的・侮辱的言動を煽るものとなっており、控訴人の名誉感情を著しく害し、その個人としての尊厳や人格を損なうものであって、本件投稿行為は極めて悪質」であるとし、しかも不特定多数の第三者が容易に閲覧できるインターネット上の投稿であり控訴人に与えた精神的苦痛は多大であったことも当該投稿行為の「悪質性に関する重要な要素」であるとして100万円の慰謝料額(発信者情報開示関連費用相当損害の賠償20万円及び弁護士費用相当損害の賠償10万円の合計で130万円)を認定しているが(東京高判令和3(2021)年5月12日)、1件のブログ投稿であってもこのような賠償額が認められていることに留意が必要である。

本件では、一審判決が「いわば広い意味での思想教育とも評価できる程度」 の反復・継続性と認めたように、**常軌を逸した執拗さでこのような行為が繰り** 返されてきたという悪質性、1000 名もの従業員を雇用している東証一部上場の大企業であるという社会的影響力の大きさ、従業員は業務予定表や業務日報等において一審被告今井の思想に賛同する内容の所感を書くことを期待されており、一審原告が、生活の糧を得るために働いている職場でこのような行為によって日々耐え難い苦痛を受けてきたこと、さらには、不法行為を改めるどころか自己正当化の言説を展開し、一審原告に対して退職勧奨をしてきたこと、提訴後はその報復として一審原告に対する個人攻撃の資料配布も始めたこと等に鑑みれば、認定すべき損害賠償額は、(不法行為による損害賠償について従前の填補賠償の考え方を維持するとしても)これまでの裁判例をふまえれば相当に高額な額が認定されてしかるべきである。

(2) 歴史的評論を装った人種差別

本件においては、一審被告らの配布資料において、「すべての悪をねつ造し歴史さえも覆す中国」「韓国は永遠にねつ造する国家」のように、日本と隣国との関係において問題となってきた南京大虐殺や慰安婦問題等との関連で一審被告らがそれらの歴史的事実を否定し、相手国が嘘を言っているのだとする文脈において当該国民・民族への差別的言説が述べられている。また、教科書の採択に関する従業員への勧奨行為も、一審被告今井の歴史認識や思想・信条に沿わない記述をしている歴史教科書の採択を阻止しこれに沿う内容の歴史教科書の採択を目指す活動の一環となっている。

これにつき、一審判決は「業務と関連しない政治活動であって、労働者である原告の政治的な思想・信条の自由を侵害する差別的取扱いを伴うもので、その侵害の態様、程度が社会的に許容できる限度を超えるものといわざるを得ず、原告の人格的利益を侵害して違法というべきである」とした。筆者はこの認定に異を唱えるものではないが、**勧奨行為に関するこの認定についてもやはり、一審判決は、一審被告らの行為が本質的に人種差別行為であるという点を認識していない**と考えるので、若干付言する。

特定の国民や民族に対する人種差別の言動(人種差別的ヘイトスピーチ)は、 しばしば、それを発する者の自国や自民族にとって恥となるような歴史的事実 を否定し、「被害者が嘘を言っている」とする言動を伴って行われる。日本で も、例えば「在特会」による示威活動では、「朝鮮人労働者の強制連行はなかっ た」「慰安婦は売春婦だった」等、日本がかかわった過去の人権侵害を否定する 歴史否定がセットになっていると指摘される(梁英聖『日本型ヘイトスピーチ とは何か』影書房、2016 年、80 頁)。その意味では、本件一審被告らが配布資 料における言説で述べている事柄や、教科書に関する勧奨行為において目的と している事柄も、まさにその典型的ケースと言える。

こうした現象は日本だけではなく、「ナチス・ドイツはガス室など作っていな

い。ユダヤ人の嘘だ」という言説のように、歴史的事実の否定と人種・民族差別が一体化して現れることがしばしばある。自国にとって不都合な歴史的事実は、相手方が嘘をついているのであり真実でない、という論理である。

このような現状に鑑み、人種差別を規制する堅固な法的枠組みがあるヨーロッパでは、人種差別に対する取り組みとして、確立された歴史的事実であって国際犯罪であるものを公的に否定する行為を規制している。例えば、ヨーロッパ評議会(Council of Europe)で 2003 年に採択された「コンピューター・システムを通じて行われる人種主義的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関するサイバー犯罪条約の追加議定書」 は、コンピューター・システムを通して、人種主義的及び排外主義的な資料を公衆に流布することや、人種主義的及び排外主義的助機に基づいて行われる脅迫・侮辱を国内法上の犯罪とするための立法措置を取ることを義務づけている(3~5条)が、ジェノサイド又は人道に対する罪であって国際裁判所の判決で認められている行為を著しく過小評価、是認又は正当化する資料をコンピューター・システムを通して公衆に流布することを国内法上の犯罪とする立法措置を取ることも義務づけている(6条)。

歴史修正主義と人種主義・排外主義との密接なつながりをふまえ、重大な国際犯罪の事実を公的に否定・是認する行為を人種差別との関連において規制することは、以下にみるヨーロッパ評議会の「人種主義及び不寛容と闘うヨーロッパ委員会(the European Commission against Racism and Intolerance, ECRI)」や EU の法制にも共通しており、人種差別の扇動に対する今日の国際社会の取組みの重要な一環となっている(なお、「人種主義(racism)」とは、「人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍、民族的若しくは種族的出身のような事由が人若しくは人の集団に対する侮蔑、又は人若しくは人の集団の優越性の概念を正当化するという信念」を意味する。「人種主義及び人種差別と闘う国内立法に関する ECRI 一般的政策勧告 7」para.1. https://rm.coe.int/ecri-general-policy-eecommendation-no-7-revised-on-national-legislatio/ 16808b5aae)。

現在ヨーロッパ大陸のほぼすべての国(47カ国)が加盟しているヨーロッパ評議会の枠内では、先にみたサイバー犯罪追加議定書のような条約が採択されているほか、1993年に設置された ECRIが、すべての加盟国が締約国となっているヨーロッパ人権条約の規範(条約規定及び、これを解釈したヨーロッパ人権裁判所の判例)もふまえながら、反人種差別に関する各国の国内法の状況を継続的に調査・報告し、必要に応じて「一般的政策勧告」を出して国内法の整備や政策の実施を促す活動を行っている。

このうち、「人種主義及び人種差別と闘う国内立法に関する ECRI 一般的政策勧告 7」(2002 年採択、2017 年改正)は、憲法、民事法、行政法及び刑事法による包括的な反人種差別対策を加盟国に求め、人種や皮膚の色、言語、宗教、国籍、民族的若しくは種族的出身に基づいた人若しくは集団に対する(a)暴

力若しくは差別の公的な(public)扇動、(b)公的な侮辱若しくは名誉毀損、 又は(c)脅迫を意図的に行う行為、(d)人種主義的目的で、人種や皮膚の色、 言語、宗教、国籍、民族的若しくは種族的出身に基づいた人の集団の優越性又 は劣等性を主張するイデオロギーを公的に表明すること、(e)人種主義的目的 でジェノサイド、人道に対する罪若しくは戦争犯罪を公的に否定、矮小化、正 当化若しくは許容する行為、(f)(a)~(e)の行為の表明を含んだ「資料 (material)」を人種主義的目的で公的に流布又は配布する行為を含め、一定 の行為は刑事処罰の対象とされるべきであるとしている。「公的」とは、会議 等のほか、インターネット上のフォーラムで議論がやり取りされる場合を含み、 また、「資料」には、CD、コンピュータ・アクセサリー(フロッピーディスク やソフトウェア等)、ビデオテープ、DVD、ゲームも含まれる。

欧州連合(EU) は基本条約の一つである EU 運営条約において、EU 理事 会が「性、人種若しくは種族的出身、宗教若しくは信条、障害、年齢、又は性 的指向による差別と闘うために適切な行動を取ることができる」と明記してお り(19条1項)、これに基づき EU では様々な事由での差別禁止に関する法文 書が採択されているが、ヘイトスピーチに関しては、2008年に採択された「刑 事法の手段による人種主義及び外国人嫌いとの闘いに関する EU 理事会枠組み **決定**」が重要である。同枠組み決定は加盟国に対し、(a) 人種や皮膚の色、宗 教、出生又は民族的若しくは種族的出身に基づいた人又は集団に対する暴力や 憎悪を公的に(publicly) 扇動すること、(b)(a)の内容のチラシ、図画若し くは資料(material)を公的に流布又は配布すること、(c) 国際刑事裁判所規 程で定義されたジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪を公的に許容、否 定、著しく矮小化する行為であって人種や皮膚の色、宗教、出生又は民族的若 しくは種族的出身に基づいた人又は集団に向けられ、それらの人又は集団に対 する暴力又は憎悪を扇動するような方法で行われる行為、(d) ニュルンベルク 国際軍事法廷憲章で定義された諸犯罪を公的に許容、否定、著しく矮小化する 行為であって人種や皮膚の色、宗教、出生又は民族的若しくは種族的出身に基 づいた人又は集団に向けられ、それらの人又は集団に対する暴力又は憎悪を扇 動するような方法で行われる行為、が処罰されるよう必要な措置を取ることと している(1条1項)。

過去に自国によって行われた国際犯罪や重大な人権侵害について、被害者や被害国を嘘つき扱いすることによって歴史的事実を否定しようとすることは、歴史修正主義論者の常套手段であるが、そのような行為は同時に特定の人種や民族集団に向けられた憎悪や差別の扇動として発現することが多い。そのことをふまえ、ヨーロッパではこのように国際法やEU法によって規制が設けられ、それをもとに各国で立法措置が取られているが、そのような各国の措置は、他者の人権の尊重のために必要な人権制限と認められる限りは、自由権規約のよ

うな人権条約にも違反しないとされている。例えば、「ガス室はなかった」な どと主張することで悪名高いホロコースト否定論者であるフォーリソン(パリ 大学等の元教授)が、フランスの「出版の自由法」(1990年の改正法で24条 の2という条文が加えられ、ホロコーストなど、ニュルンベルグ裁判の憲章で 定義された人道に対する罪を否定する言動を処罰対象とした)に基づいてフラ ンスの裁判所で罰金刑に処されたところ、彼がそれを自分の表現の自由の侵害 であるとして自由権規約委員会に通報した個人通報事案(フォーリソン対フラ ンス) で、自由権規約委員会は、ガス室はユダヤ人の嘘だなどとしたフォーリ ソンの言動は、反ユダヤ主義を強化するものであり、そのような言動に対する 処罰は、自由権規約19条3項(「2の権利〔=表現の自由についての権利〕の 行使には、特別の義務及び責任を伴う。従って、この権利の行使については、 一定の制限を課することができる。但し、その制限は、法律によって定められ、 かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a)他の者の権利又は信用 の尊重(b)国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」)により 許容されるとして、フランスには自由権規約違反はなかったとした(UN Doc.. CCPR/C/58/D/550/1993)

なお、本件で一審被告らは、自由権規約 19 条の定める意見及び表現の自由 について自由権規約委員会が採択している一般的意見 34 (UN Doc., CCPR/ C/GC/34)の中で、「歴史的事実に対する意見の表明を罰する法律は、意見及び 表現の自由の尊重に冠して規約が締約国に課している義務と両立しえない。規 約は過去の出来事に関する誤った意見又は不正確な解釈を表現することに対し てこれを全般的に禁止することを許容しない」としていること(para.49)を援 用して、一審被告今井は政治的言論の中でも特に「歴史的事実に関する言論」 を行ったにすぎないと主張している。しかし、一審被告らが援用している一般 的意見 34 の 49 項はこれに続けて、「意見の自由に対する制約は課されるべき でなく、また表現の自由に関しては、その制約は3項で許容され若しくは20 条で求められているものを超えるべきではない」と述べている。19条3項は、 上記の通り、表現の自由の行使は特別の義務及び責任を伴うため一定の制限を 課すことができ、但しその制限は法律で定められかつ次の目的すなわち(a) 他の者の権利又は信用の尊重、(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しく は道徳の保護のために必要とされるものに限る、とした規定である。自由権規 約19条3項は「他の者の権利又は信用の尊重」等のために表現の自由が制限 されうることを明文で認めているし、また一般的意見 34 が言及しているよう に自由権規約 20 条は 2 項で「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種 的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」ことを締約国に求めている(日 本はこの条文を含め自由権規約にはいかなる留保も付していない)。そして、こ のような自由権規約の規定上、上記の通り、ガス室はユダヤ人の嘘であるなど

とする言動を公的に行うことを処罰する国の措置は、19条3項に反しないという自由権規約委員会の見解が示されているのである。

本件で一審被告らが述べている一連の言説はいずれも、特定の国民や民族、 又はそれらに属する人を、口を極めて貶め、侮辱・中傷する内容のものであり、 「すべての悪をねつ造し歴史さえも覆す中国」「韓国は永遠にねつ造する国家」 のように、日本と隣国との関係において問題となってきた南京大虐殺や慰安婦 問題等と関連する言説であっても、歴史的事実の論評とはほど遠く、もっぱら、 歴史的事実を否定し、相手国ないし当該国民が嘘を言っているのだとする文脈 において述べられているものである。一審被告らが行っている行為はまさに人 種差別の特徴的なパターンの一つであって、歴史的ないし政治的論評という類 のものではなく、歴史的事実を公的に否定する行為であって被害者側を不当に 貶める人種差別行為の性格をもつものと理解すべきである。

日本では、ヨーロッパ諸国のような刑事法による規制はおろか、人種差別行 為を定義してこれを明確に禁じた法規定もない。「在特会」会員らによる在日コ リアン排撃の示威行為の横行を背景として 2016 年に制定されたいわゆるヘイ トスピーチ解消法も、ヘイトスピーチを明文で「禁止」した規定を含んでいな いという問題があり、人種差別撤廃条約2条1項(d)や4条の国内実施法と は位置づけることができない。しかし、それでもヘイトスピーチ解消法は、「本 邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対し国と地方公共団体がその解消に 取り組む責務を定めている。本件で問題となっている一審被告らの言動は、ま さに、韓国や北朝鮮、中国という本邦外出身者に対して行われている言動その ものであるから、この法律に照らして国が解消に取り組むことが求められてい るものである。そして、社会的関係においても人種差別を受けないことを定め た憲法 14 条があることに加え、特に、日本が人種差別撤廃条約に加入してい ることに鑑みれば、同条約にいう人種差別にあたる行為が個人や集団、団体に よって行われる場合も、これを放置することは許されない。憲法やヘイトスピ ーチ解消法のみならず、**人種差別撤廃条約の趣旨に照らして許されない人種差** 別が行われたことを、不法行為の認定にあたって明示的に認定し、かつ、不法 行為の悪質さを十分にふまえた損害賠償額の認定がなされなければならない。

4 私人や団体による人種差別行為を懸念する人権条約機関の「総括所見」

「在特会」会員や、本件一審被告らによるもののように日本各地で発生している人種差別行為については、人種差別撤廃条約の下で設置されている人種差別撤廃委員会を始め、人権条約の条約機関から重大な懸念が示され、日本は締約国として実効的な対処をすることが求められているので、以下ではこの点に

(1) 人権条約における条約機関(委員会)の設置とその活動

人権条約は、国家間の権利義務について定めているというよりも、各国の管轄下の個人の人権保障を目的とし、共通の国際基準を定めて人権保障を図ろうとするものであるため、条約自体で、独立の専門家からなる条約機関を設け、各国の国内実施状況を監視する制度を運用させることとしている。そのような条約機関としては、ヨーロッパ人権条約の場合のように人権裁判所まで置くものもあるが、国連で採択された人権条約では、すべて、各条約の「委員会」となっている(人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会、拷問等禁止委員会、等々)。

これらの委員会は、それぞれの条約の規定に基づき、**報告制度**を運用する。報告制度とは、これらの人権条約に入った締約国が、各条約の委員会に対し、条約の国内実施の状況について定期的に報告書を提出し、その審査を受ける制度である。審査は、スイス・ジュネーブにある国連欧州本部に政府代表が招請されて、委員会の委員たちと質疑応答を行う形で行われる。

報告制度を運用している各委員会は、締約国の報告書を多数審査した経験を ふまえ、条約規定の解釈や実施に関する委員会の所見を、「一般的意見」(人種 差別撤廃条約の場合は「一般的勧告」という名称)として随時採択・公表し、 全締約国に周知する。例えば人種差別撤廃委員会は 2013 年、一般的勧告 35「人 種主義的ヘイトスピーチと闘う」 を採択し、その中で、締約国はインターネットを通して流布されるものを含めあらゆる人種主義的ヘイトスピーチに対し十 分な注意を払って実効的な対処を行うべきであるとしている (UN Doc. CERD/ C/GC/35 (2013))。その他、委員会は、各国の政府報告審査後には、その国に 対する「総括所見」を採択して、懸念事項や勧告を示す。

なお、日本は制度を受諾していないが、個人通報制度を受諾している国について、委員会が個人通報を受理し審理した後には、条約違反の有無についての「**見解**」を採択して通知する。

(2) 人権条約の委員会の「一般的意見(勧告)」「総括所見」等の法的意義

人権条約の委員会が発出している「一般的意見(勧告)」「総括所見」及び「見解」は、条約上、各国の国内実施の状況を国際的に監視する任務を与えられた 委員会が、機関として採択し締約国に提示したものであるから、相応の重みを 持ち、締約国は、条約遵守義務の観点からこれを十分に尊重することが要請さ れる。

時には、条約機関の示した条約解釈が、一部の締約国の条約解釈と異なることも起こり得るが、その場合でも、締約国の条約解釈こそが絶対的であり最終

的に通用するというのではなく、締約国の条約解釈も、条約の解釈方法を明文化したウィーン条約法条約の諸規則の定めるところに従い(条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するとしたウィーン条約法条約 31 条 1 項以下)、条約の趣旨及び目的に沿った妥当なものでなければならない。そして、締約国の解釈が条約機関から理解を得られるだけの客観的な妥当性と説得力をもつものでなければ、定期的な政府報告審査の場において当該締約国は、その条約解釈の妥当性を繰り返し条約機関から問われ、見直しを要請されることとなる。

このような人権条約の委員会の一般的意見、総括所見等を条約解釈規則上どのように位置づけるべきかにつき、ウィーン条約法条約上は明文の定めがないが、日本の裁判例でも、同条約 32 条にいう「解釈の補足的手段」ないしそれに準ずるものとして条約解釈の参考とした例は少なくない。

例えば、①旧外国人登録法に基づく指紋押捺の違法性が国賠請求で争われた 事案で大阪高裁が、指紋押捺が自由権規約7条にいう「品位を傷つける取扱い」 にあたるか否かの検討に際し、「B 規約 28 条以下の規定に基づいて、... 規約 人権委員会が設置されている。同委員会は、B 規約の個々の条文を解釈するガ イドラインとなる『一般的意見』を公表しており、右『一般的意見』や『見解』 が B 規約の解釈の補足的手段として依拠すべきものと解される。更に、ヨーロ ッパ人権条約等の同種の国際条約の内容及びこれに関する判例もB規約の解釈 の補足的手段としてよいものと解される」とした例(大阪高判平成6(1994) 年 10 月 28 日判時 1513 号 71 頁) や、②公職選挙法違反被告事件で広島高裁 が、「所論は、B規約の解釈に当たっては、... 条約法に関するウィーン条約31 条の条約解釈に関する一般的な規則の趣旨に従うことを主張するところ、同条 の解釈規則が、一般に成文法の解釈上も尊重されている理論的な基礎を有する ものと考えるので、当裁判所もこれを採用し、同条約32条の趣旨を尊重し、B 規約28条によって設置された規約人権委員会が同規約40条4項に基づき採択 した一般的意見等も同条約 31 条の規定の適用によって得られた意味を確認す るために**補足的手段**となるものといえる」とした例(広島高判平成 11(1999) 年4月28日高等裁判所刑事裁判速報集平11号136頁)がある。また、③刑事 事件で証拠採用されたビデオテープを再生しながら弁護人と接見することを拒 否されたことについての国賠請求事件では、大阪地裁は、「B 規約については、 B規約28条に基づいて人権委員会が設置されており、... B規約締約国全体に 宛てたゼネラルコメントを採択しているところ、ゼネラルコメントが B 規約を 直接の検討対象としていることをも考え合わせれば、ゼネラルコメントは、条 約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈について当事国の合意を 確立するもの(条約法条約31条3項(b)参照)ないし解釈の補足的な手段(条 約法条約 32 条参照)に準ずるものとして、B 規約の解釈に当たり、相当程度

尊重されるべきである。... なお、ゼネラルコメント... がその締約国ないし国際連合加盟国に対して法規としての拘束力を有するものではな[い]... ことは被告[法務大臣]が指摘するとおりであるが、かかる拘束力の有無とB規約の解釈に当たって参考とされるか否かとは別個の問題であるし、B規約14条3項が、我が国の憲法も採用する法の支配の理念及びその内容たる適正手続の要求にも適合するものであることからすれば、... 少なくともB規約14条3項の解釈に当たり、ゼネラルコメントが相当程度参考とされるべきであることに変わりはない」と述べている(大阪地判平成16(2004)年3月9日判時1858号79頁)。

先にふれたように、**最高裁は近時、婚外子差別をめぐる2つの法令違憲判断** で、いかなる理由によっても子どもを差別してはならないという人権条約の規 定の趣旨を憲法解釈に反映させて、国籍法と民法の規定をそれぞれ違憲とする 判断を導いたが、このうち後者の相続分差別違憲決定では、人権条約の規定の みならず、条約の委員会が日本に対する総括所見で示していた懸念にも言及し て、これも違憲判断を補強する要素としている。日本は、国籍の取得や戸籍の 記載、法定相続分等における婚外子の取扱いが、長年、いくつかの人権条約の 委員会から、子どもを出生によって不当に差別する法制度であり是正すべきで あるとの総括所見を繰り返し受けてきていた。相続分差別違憲決定は、人権条 約の規定の趣旨だけでなく、人権条約の委員会が総括所見で指摘していたこと をも、**違憲判断に至った理由に含めている**のである(「我が国の嫡出でない子 に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、 包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委 員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問 題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22 年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示し ている」)。最高裁は、人権条約の委員会の総括所見等が条約解釈規則上どのよ うに位置づけられるかはともかくとして、憲法の人権規定の解釈において参照 **されるべきものとみなしている**と言える。

(3) 人種差別撤廃委員会及び自由権規約委員会の日本に対する「総括所見」

2014年は、自由権規約委員会による第6回日本報告書審査(7月)、人種差別撤廃委員会による第3回日本報告書審査(8月)が相次いで行われた年であったが、そのいずれにおいても、「在特会」会員らが繰り広げている悪質な人種差別行為の問題は、審査においてしばしば話題にのぼり、日本政府は審査後の「総括所見」で委員会から厳しい指摘を受けた。

日本政府報告書審査後、自由権規約委員会は総括所見で、韓国人、中国人、部落民などのマイノリティに属する人々に対し人種主義的な言辞が広範にな

されており、それに対する刑法上・民法上の保護が不十分であることに懸念を示した(UN Doc. CCPR/C/JPN/CO/6, para.12. 邦訳は外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf)。そして、人種的優越や憎悪を唱道するプロパガンダやその流布のためのデモを禁止すべきこと等を勧告した(同)。

人種差別撤廃委員会は、前回の日本政府報告書審査後(2010年)も同様の指摘をしていたが、問題の深刻化を背景に、この 2014年の審議では一層厳しい総括所見を出している。

委員会はまず、従来の報告審査時と同様、条約4条(a)・(b) に対する留保を撤回し、国内法整備の措置を取るよう勧告している(UN Doc. CERD/C/JPN/CO/7-9, para.10.邦訳は外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf)。そして、今回の所見ではさらに付言して、「委員会は人種主義的言論を監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は当事国に対し、人種主義的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムの被害を受けやすい立場にある集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す」と述べ、人種主義的ヘイトスピーチ規制においてはマイノリティ集団の権利保護が最重要であるという基本的観点を明確にした。これは、審査時、ヘイトスピーチ規制が反原発デモ等、真に政治的目的を持ったデモにも濫用されるのではないかという NGO の懸念を受けた委員の発言があったことを反映したものである(師岡康子「ヘイト・スピーチに関連する 2014 年 CERD 総括所見の意義」反差別国際運動日本委員会『IMADR-JC 通信』179号、2014年、4頁)。

その上で総括所見は、(a) 集会における憎悪及び人種主義の表明並びに人種主義的暴力と憎悪の扇動に断固として取り組むこと、(b) インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための適切な手段を取ること、(c) そうした行動に責任のある民間の個人及び団体を捜査し、適切な場合には起訴すること、(d) ヘイトスピーチ及び憎悪扇動を流布する公人及び政治家に対する適切な制裁を追求すること、(e) 人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種若しくは民族の諸集団の間での理解、寛容及び友好を促進するために、人種主義的ヘイトスピーチの根本的原因に取組み、教育、文化及び情報の方策を強化すること、を勧告している(UN Doc. CERD/C/JPN/CO/7-9, para.12. 邦訳は前掲、外務省ウェブサイト)。

結び

人種差別撤廃条約の締約国の多くが、私人が公的生活の分野で行う人種差別 を禁止する差別禁止法を有し、また、人種差別や人種的憎悪を扇動する言論を 規制(多くの国は刑事規制。国により民事規制)する法制を整備している中で、

^^

国内法整備を一切行わず、現行法で足りるとする日本の立場は、異例とも言うべきものである。しかし、現状では、現行法の枠内で対処することを前提とせざるを得ないとすれば、本件のように、明らかに同条約上の人種差別にあたる行為が行われた不法行為の場合に、不法行為の解釈・適用において人種差別の要素を適切に認定に加えないことは、人種差別撤廃条約の締約国の裁判所の行う司法判断として、認めがたいものである。

一審被告らの行為は、韓国人や中国人に対する人種差別を煽り公的に流布するという動機・目的のみならず、その態様の反復性・執拗さにおいても非常に悪質性が高い。従って、不法行為による損害賠償額の認定においては、それらを加重要素として、相当に高度な額が認められてしかるべきである。加えて、控訴審で一審原告側が訴えを追加しているように、本件提訴後も一審被告らが不法行為を止めていないことや、本件についてのブログやフェイスブックを立ち上げて持論を展開していること、一審被告ら側の支援に従業員が動員され、これらを通して一審原告が嫌がらせや誹謗中傷を受けていることからすれば、一審被告らによる資料配布の差し止めを命ずる必要性も高い。

京都朝鮮学校事件等で裁判所が認め、最高裁でも判断が維持されたように、私人が、人種差別撤廃条約に反する人種差別行為を行った場合には、不法行為による損害賠償を填補賠償の枠内で考えた場合であっても、裁判所は、憲法の諸規定の趣旨と並んで同条約の趣旨を不法行為の解釈要件及び損害賠償額の認定に適切に反映させ、被害者に対する効果的な救済となるような司法判断を下すことが求められる。貴裁判所が、このような判断枠組みをふまえて、憲法に加え、日本を拘束している国際人権法の規範に十分な考慮を払い、原判決をこの点において変更する適切な認定を行われるよう、切に期待するものである。

1 審判決を補充する高裁判決を

文 公輝(ヘイトハラスメント裁判を支える会事務局)

はじめに

いよいよ、控訴審判決が言い渡されます。提訴から6年と2か月あまり、支える会が概ね」か月に一度開催している事務局会議は先日56回目を数えました。実に長い時間、多くの人間が裁判に勝訴しようと汗をかき続けてきました。それは、ひとえに、ひとりフジ住宅に在籍しながら裁判を闘う原告を支えようとする思いが強いからに他なりません。それに加えて、この裁判が何としても負けることができない、社会的意義、公益性を有するものだからです。とりわけ、一審判決で認められなかった、韓国・朝鮮という国、韓国・朝鮮人一般に対する人種差別的誹謗中傷によって、原告個人が受けた差別による精神的被害を裁判所によって認定していただくことは、全ての外国ルーツの労働者としての権利に大きな影響を及ぼします。

レイシャルハラスメントはエスカレートする

日本で暮らしている外国人住民、外国ルーツの住民は、国籍やルーツをもつ国で起こった出来事について、その国の代表者であるかのように意見を求められる経験を、日常的に重ねています。このような、悪意のないステレオタイプに基づく人種差別言動(レイシャルハラスメント)は、それ自体、反復継続することで被害が累積、深刻化していくものです。そして、しばしば、より攻撃的な人種差別的誹謗中傷、脅迫にエスカレートします。すなわち、同じ国籍を持つ他人が起こした犯罪行為等について責め

られる、ルーツをもつ国と日本との外交関係悪化をきっかけとし に誹謗中傷、脅迫的言動、いじめのターゲットになるなどの人種 差別被害を受けることがあるのです。

原告個人が人種差別被害を受けている

フジ住宅で原告が受けてきたのは、被告・今井会長が主導した 会社ぐるみの文書配布行為による、「国籍や民族的出自を有する 者にとっては著しい侮辱と感じ、その名誉感情を害する」(一審 判決)、国籍を有する韓国という国、韓国人一般に対する誹謗中傷、 脅迫的言動による被害でした。

前記した通り、「代表者扱い」されるタイプの人種差別被害を 日常的に受けているからこそ、その逆である、国籍やルーツをも つ国や国民一般に対する誹謗中傷、脅迫的言動が人種差別的言動 として効果を持ち、原告個人に対して差別被害を与えるのです。

このことは、昨年 IO 月に大企業を対象に先行施行された「パワハラ防止法」に関して厚生労働省が出した通達のなかの「一見、特定の相手に対する言動ではないように見えても、実際には特定の相手に対して行われていると客観的に認められる言動については、これに含まれる」との一文とも関わっています。

この一文は、通達では性的指向・性自認という属性によるパワーハラスメント該当性を判断する際の考慮用件として説明されているものですが、同じ通達において、属性によるパワーハラスメントの例として「外国人である」ことが例示されていることから、レイシャルハラスメントの判断要件として適用することが可能なものであると考えられます。

つまり、フジ住宅で行われた「国籍や民族的出自を有する者に とっては著しい侮辱と感じ、その名誉感情を害する」ような内容 を含む文書配布行為は、外形的には原告個人を名指して行われた 言動ではありません。しかし、在日コリアンの従業員が少数で、とくに韓国名/本名で働く従業員が原告以外には存在しないと思われる(原告が働いている部署では原告以外には存在しない)状況を考慮すれば、実際には原告に対して行われていると客観的に認められる言動であると判断されなければならないのです。また、原告は2015年1月、弁護士を通じて会社側に、精神的苦痛を受けているので文書配布行為をやめるように改善を要請しています。被告・フジ住宅並びに今井会長は、それ以降に行われた文書配布行為によって、原告個人が人種差別による精神的被害を与えていることをことを認識していた筈なのです。

一審判決の不十分点

しかし一審判決では原告個人が人種差別言動によって被った精神的損害を認定せず、会社ぐるみの人種差別的言動によって、原告が労働法が禁止する国籍による差別取扱いを受ける恐れを抱いたことが、人格権侵害に該当するとの判断に留まりました。前記したパワーハラスメント防止法は、ヘイトハラスメント裁判提訴後に施行されており、一審判決で直接引用されるものではありませんが、そのような法施行に至った社会情勢の変化は考慮されても良かったのではないかと思われます。また、近年日本の裁判所で積み重ねられてきた、人種差別言動による人格権侵害による被害をヘイトスピーチ解消法等を援用することで損害賠償金額を加重して認定してきた司法判断、日本が加入・批准している国際人権諸条約が裁判所に要請している内容(※本誌掲載の申惠丰先生の意見書で詳しく解説)に照らせば、一審判決はやはり不十分なものであるといわざるを得ません。

控訴審判決は、かねてよりヘイトハラスメント裁判を支える会、 そして弁護団が主張してきた、この一審判決の不十分点を補充す るものでなければならないのです。さらには、一審判決後、むしろエスカレートしていった原告個人に対する脅迫的言動、誹謗中傷(それらのなかには人種差別的言動が多く含まれる)による精神的被害を認定すること、そして、業務とは関係の無い文書配布行為を禁止する差し止めも認められなければなりません。

日本の職場に反人種差別規範を

なかでも、「一見、特定の相手に対する言動ではないように見えても、実際には特定の相手に対して行われていると客観的に認められる」人種差別的言動による、原告個人の精神的被害を認定することは、ひとり原告のみならず、外国にルーツをもつ全ての労働者の権利の拡充にもつながります。とりわけ、日本と外交上の軋轢が生じることで差別被害を受けやすい立場にある、韓国、朝鮮、中国等の東アジアの国ぐににルーツをもつ労働者にとっては、職場で国籍やルーツをもつ国や国民一般に対する差別的言動が違法行為であると認定されることは、安心して働き続ける職場環境に直結する、切実なものがあるのではないかと推察されます。

9月、モルガン・スタンレー・グループ株式会社に勤務していた韓国人男性 A さんから、多民族共生人権教育センターに、職場で受け続けたレイシャルハラスメントに対する損害賠償、その被害申請をおこなったことを契機とした解雇無効を求める民事訴訟の支援を要請する連絡が入り、 I I 月 I I 日におこなわれた第4回期日より、支援を開始しています。フジ住宅事件、モルガン・スタンレー事件は、正に今の日本の職場で外国、とりわけ東アジアにルーツをもつ従業員のレイシャルハラスメント事件の氷山の一角です。だからこそ、一つひとつの訴訟にしっかり勝利して、日本の職場における反人種差別規範を確かなものにしていきましょう!